

令和5年度の地域力創造グループの施策等について①

令和5年1月23日
地域力創造グループ
地域政策課

令和5年度 地域力創造グループ施策 予算案の概要

(億円)

1. 脱炭素に向けたエネルギーの地産地消の推進 地域資源を活かした地域の雇用創出

5.8

【主な経費】 地域経済循環創造事業交付金 5.8億円

- ローカル10,000プロジェクト
- 分散型エネルギーインフラプロジェクト
- 地域の脱炭素を担う人材の支援

2. 地域おこし協力隊の強化等

3.8

【主な経費】 地域おこし協力隊の推進に要する経費 2.1億円

「移住・交流情報ガーデン」の運営等に要する経費 0.9億円

都市・農山漁村の地域連携による子供農山漁村交流推進事業 0.2億円

ふるさとワーキングホリデー推進事業 0.3億円

サテライトオフィス・マッチング支援事業 0.1億円

関係人口を活用した地域の担い手確保事業 0.1億円

JET地域国際化塾の開催に要する経費 0.1億円

(億円)

3. 地域コミュニティを支える地域運営組織への支援 **0.3**

【主な経費】 地域運営組織の形成及び持続的な運営に要する経費 0.3億円

4. 過疎法に基づく過疎対策の推進 **8.0**

【主な経費】 過疎地域持続的発展支援事業 等 4.0億円

過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業 4.0億円

5. 自治体DXの推進 **1.2**

【主な経費】 自治体DXの推進体制の構築等に要する経費 1.2億円

など

合計 22.3

(参考) 特定地域づくり事業協同組合制度の推進(内閣府予算計上) **5.6**

【主な経費】 特定地域づくり事業推進交付金 5.5億円

ローカルスタートアップの全国展開 ～ローカルスタートアップ支援制度の創設～

- 創業形態では、大きな設備投資や融資を必要としないケースが多数（※）であり、ローカル10,000の規模の創業は限定的。
- 政府全体でスタートアップを推進している中、地域から全国へのボトムアップの成長を推進するためには、**地域資源を活用し地域課題の解決に資する小規模創業**（以下「地域密着型スタートアップ」という。）**を支援し、地域発の経済好循環を創り出していく意義は大きい。**
- このため、**ローカル10,000の活用推進に留まらず、地域密着型スタートアップも対象として、新たに拡充した地方財政措置と関連措置等を合わせて「ローカルスタートアップ支援制度」としてパッケージ化。**
- 支援制度の周知・活用により、自治体が地域に創業のシーズを見つけ出し、きめ細かく支援していくことで、**ローカルスタートアップ全体を支援。**

※「創業費用50万円以下」が、全体の82%（2021日本政策金融公庫調査）

ローカルスタートアップ

協力隊OBの創業など、大きな設備投資・融資を必要としないもの（※）



例)協力隊OBが古民家カフェを創業



例)移住者が地域DXコンサルティングを創業



例)PC1台で観光コンテンツのブランド化事業を創業

ローカル10,000では通常扱わないような地域密着型スタートアップも「ローカルスタートアップ支援制度」の対象として全国をターゲットに取組を展開する。

地域経済循環創造事業(ローカル10,000)

交付金と融資の活用によって一定規模の設備投資が行われるもの

ローカルスタートアップ支援制度の創設

- 地域の活性化を加速し、東京圏への一極集中の是正を図り、地域から全国へのボトムアップの成長の推進に向けて、地域金融機関等と協調してスタートアップ支援に取り組む地方自治体を大幅に増加させるため、事業立ち上げの各段階に応じて支援する「**ローカルスタートアップ支援制度**」を創設。
- 新たに拡充する地方財政措置と既存の関連措置等（協力隊OB・OGに対する起業支援、ふるさと納税を活用した起業支援等）をパッケージ化し、現行のローカル10,000プロジェクトや分散型エネルギーインフラプロジェクト等の予算措置とあわせて、地域でのスタートアップを幅広く支援。

① 事業の企画段階

地方財政措置

- ・関係者の打合せに係る経費
- ・創業支援等事業計画の作成に係る経費
- ・研修に係る経費

- 【新規】**
- ・案件募集に係る経費

② 事業の立ち上げ準備段階

地方財政措置

- ・地域資源の発掘に係る経費
- ・ビジネスモデル構築支援に係る経費

- 【新規】**
- ・法人設立等に係る経費
 - ・オフィスの賃貸等に係る経費

③ 事業立ち上げ段階

国費・地方財政措置

- ・ローカル10,000プロジェクト（※）
※初期投資費用に対する助成に要する経費に対し、国費及び特別交付税措置（次ページ参照）

地方財政措置

- ・商品化可能性調査や需要動向調査に係る経費
- ・初期投資計画書のシミュレーションに係る経費
- ・実施計画書の作成に係る経費

- 【新規】**
- ・日本政策金融公庫による融資及びふるさと融資（※）を利用する場合の地方公共団体による融資を融資元に追加
※ 自治体の利子負担・保証料補助に対する特別交付税措置あり

④ 事業立ち上げ後のフォローアップ段階

地方財政措置

- 【新規】**
- ・事業の分析や再構築等、フォローアップに要する経費

上記①及び②に係る経費については、ローカル10,000プロジェクトに繋がらない経費も対象。

以下の措置も活用可能

- ・分散型エネルギーインフラプロジェクト

- ・起業・事業承継に要する経費（協力隊OB・OGによる起業支援）
- ・ふるさと起業家支援プロジェクト（CF活用型ふるさと納税活用補助の上乗せ分）

ローカル10,000プロジェクト

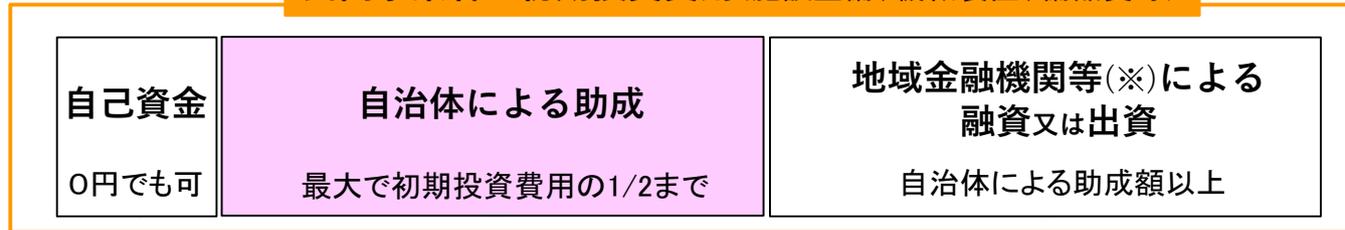
R5予算額(案)
地域経済循環創造事業交付金 5.8億円の内数

1. 制度概要

- 地域振興に資する民間投資を支援するため、自治体(都道府県・市町村)が、地域金融機関の融資と協調して、公費により助成する制度。
- 自治体負担額について、国費(補助率:1/2~10/10)による支援等により、ローカルスタートアップ立ち上げを強力に支援。

2. 事業スキーム

民間事業者の初期投資費用(施設整備、機械装置、備品費等)



国の財政支援等



※ 第一地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組合
R5年度から、融資元の拡充

- ・日本政策金融公庫
- ・ふるさと融資を利用する場合の地方公共団体

・原則、自治体負担の1/2を国費により支援し、残額の1/2を特別交付税により財政措置。

※1 財政力の弱い条件不利地域は国費を2/3又は3/4にかさ上げ

※2 デジタル技術を活用した事業は国費を10/10、脱炭素に資する地域再エネを活用した事業は国費を3/4にかさ上げ

活用可能な事業(例)

農 林 漁 業
製 造 業
…
宿 泊 業
観 光 業
…
食 品 加 工 業
地域エネルギー事業

3. 交付手続

- ① 事業計画書(※)の作成
 - ・民間事業者・地域金融機関が、事業実施地域の自治体窓口と調整の上作成。又は
 - ・自治体が地域課題解決に向けた事業を発案し、民間事業者・地域金融機関を募った上で作成。
- ② 総務省への申請
 - ・自治体から総務省に事業採択を申請。
 - ・申請は年間を通じ随時受付(毎月10日×切)。
- ③ 採択決定
 - ・申請から約1ヶ月半で採択決定。

※ R5年度から、記載内容の軽減を図るとともに、記載例を示した計画書を自治体に提示。

地域おこし協力隊 受入サポートプラン

- 地域おこし協力隊は、令和3年度には6,015名の隊員が全国で活用し、これまでに任期終了した隊員との合計は14,000名以上となっている。また、隊員のおよそ65%は任期終了後も引き続き同じ地域に定住し、地域活性化の大きな力となっている。
- 地方への新たな人の流れを創出するため、こうした取組を更に推進することが重要であることから、令和8年度までに現役隊員数を10,000名とすることを目標として、以下のとおり、各フェーズの**隊員・受入自治体双方に対するサポートの充実**を図る。

① 受入自治体に対する 募集・受入のサポート

★隊員の募集等に要する経費の財政措置 (特別交付税措置)

【措置上限】

300万円/1団体を上限
(200万円/1団体から引上げ)

【対象経費】

OB・OG等から募集案件の企画について
アドバイスを受ける経費、民間求人サイトを
活用したPRに要する経費 等

- 外部人材の活用を促進し、各自治体の**募集の企画力を強化**するとともに、隊員のミッション等を具体化することで、**ミスマッチの防止**を図る。
- 民間求人サイトを活用し、**募集のPRを強化**することで、各自治体における応募者の裾野を広げる。

② 現役隊員に対する サポート体制の強化

★隊員の日々のサポートに要する経費の財政措置 (特別交付税措置) **NEW!**

【措置上限】

200万円/1団体を上限

【対象経費】

OB・OG等に隊員の日々のサポート（活動や生活に関する日々の相談、地域住民とのつながりづくり等）を委託する経費 等

- 市町村単位でのよりきめ細やかなサポート体制の確保を促進し、隊員の孤立を防止し、各自治体における**任期途中の退任者を減らす**。
- **受入自治体職員の負担軽減**を図るとともに、**OB・OGが引き続き同じ地域で活躍できる場**をつくる。

③ 任期終了後の 定住に向けたサポート

★隊員等の起業・事業承継に要する経費の財政措置 (特別交付税措置)

【措置上限】

100万円/1人を上限

【対象期間】

「最終年次及び任期終了後1年」としているところ、「**任期2年目から任期終了後1年**」に**適用年度を拡充**（任期1年目は対象外）

- 隊員が早期から起業等の準備に着手できるようにすることで、**円滑な定住のサポートを促進**する。

<イメージ図>



ふるさと起業家支援プロジェクト

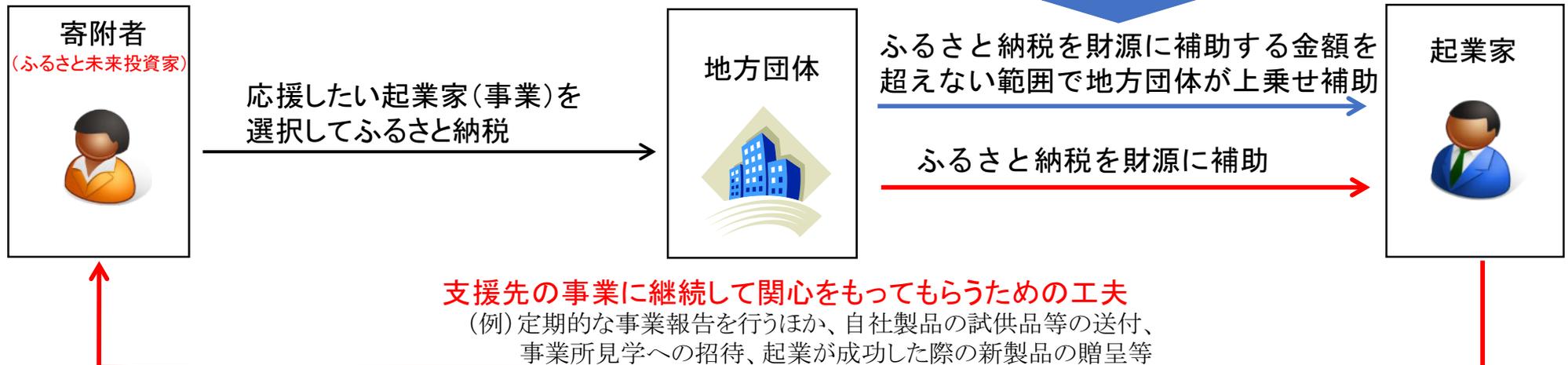
目的

- 地方団体による地域の起業支援を促すとともに、ふるさと納税の仕組みを活用して地域の外から資金を調達することによって、地域経済の好循環の拡大を図る。
- ふるさと納税を活用する事業の内容を具体的に明示して、ふるさと納税を募集することを通じて、寄附文化の醸成を図る。

概要

- 地方団体は、クラウドファンディング型ふるさと納税を活用し、地域課題の解決に資する事業を立ち上げる起業家に対し、事業に共感する方からふるさと納税を募り、補助を行う。
- 起業家は、寄附者を「ふるさと未来投資家」として位置付け、支援先の事業に継続して関心をもってもらうための工夫を行う。具体的には、ふるさと納税の趣旨に沿った範囲内で、定期的な事業報告を行うほか、自社製品の試供品等の送付、事業所見学への招待、起業が成功した際の新製品の贈呈等が考えられる。
※上記の実施内容については、起業家の創意工夫に委ね、事業内容の魅力とともに競い合っていただく。
- 総務省は、起業家の事業立ち上げの初期投資に要する経費について、地方団体がふるさと納税を財源に補助する金額を超えない範囲で行う補助等に対して特別交付税措置により支援。

イメージ図



ローカル10,000プロジェクト 事業開始までの主な流れ

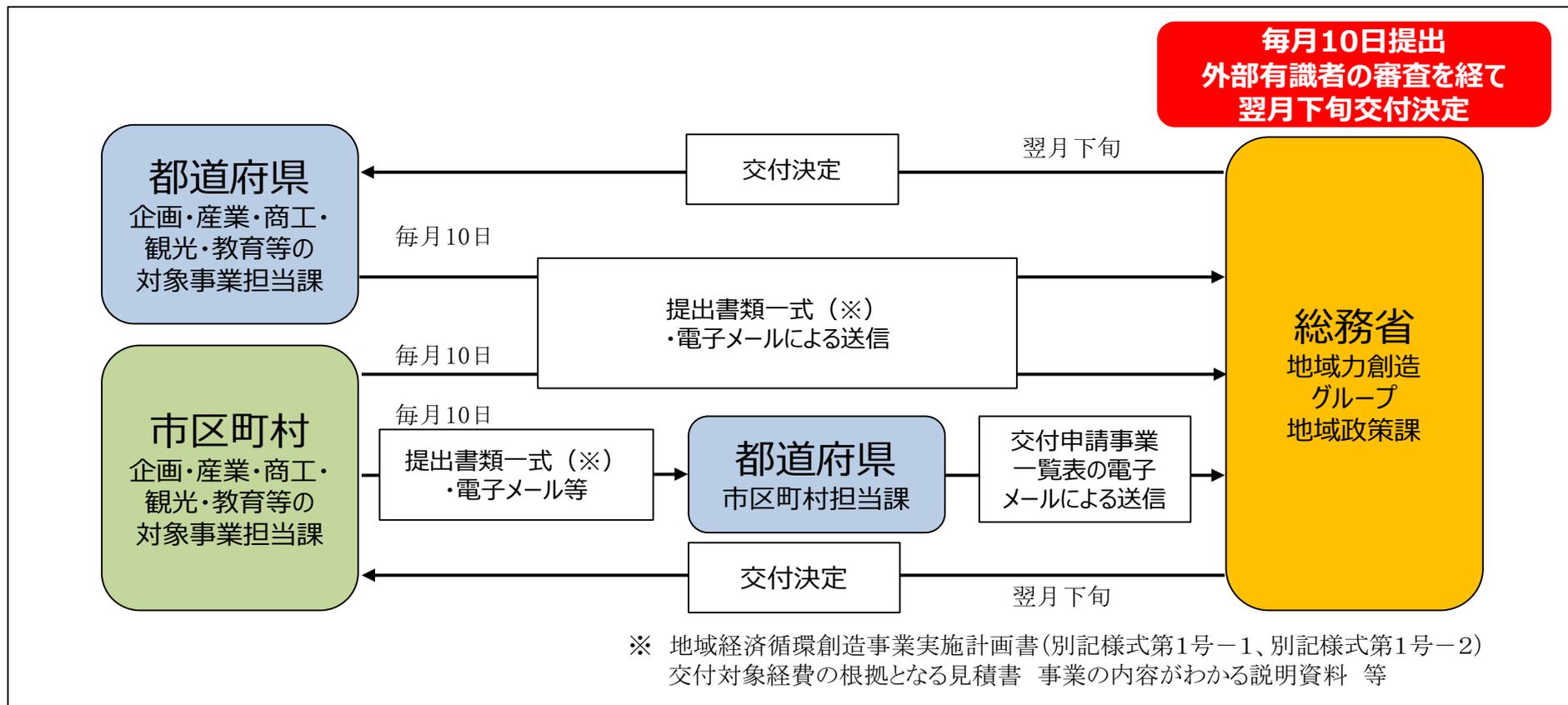
事業の発案から事業開始までの流れは、5つのステップに分けられます。

	項目	内容
ステップ1	事業の発案	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者が、地域の活性化に資する事業を発案し、事業計画の素案の作成まで実施。 <p>※地方自治体が地域課題解決に向けた事業を発案し、事業者を募るケースあり。</p>
ステップ2	事業計画書の作成	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者や地方自治体を中心に金融機関等と調整しながら事業計画書の作成。 <p>※審査の重要なポイントになりますので、事業の地域経済への貢献度や、持続可能性等について勘案の上、作成。</p>
ステップ3	交付申請	<ul style="list-style-type: none"> ・地方自治体から総務省に交付申請を実施。 ・外部有識者が、申請された事業の交付決定可否に関する審査を実施。
ステップ4	交付決定	<ul style="list-style-type: none"> ・総務省が交付決定。
ステップ5	事業開始	<ul style="list-style-type: none"> ・総務省及び地方自治体の交付決定後、事業の開始。

お早めに総務省にご相談ください

約1ヶ月半

地域経済循環創造交付金（ローカル1000プロジェクト）申請手続きフロー



<留意事項>

- ・ 市区町村におかれては、毎月10日までに、提出書類一式について、総務省へ電子メールにより送信するとともに、電子メール等にて、都道府県市区町村担当課にも提出すること。
- ・ 都道府県（市区町村担当課）におかれては、毎月10日までに、管内市区町村からの提案事業について、事業内容や交付対象経費等を御確認いただき、交付申請事業一覧表に取りまとめの上、総務省まで電子メール（chisei@soumu.go.jp）にて提出すること。（交付申請事業・団体がいない場合は、提出不要）
- ・ 都道府県（対象事業担当課）におかれては、毎月10日までに、提出書類一式について、総務省へ電子メールにより送信すること。

ローカル10,000プロジェクト 都道府県別交付決定事業数 (R4年12月末時点)

		団体内訳							件数			
		道①	芦別市	江別市④	三笠市	網走市	石狩市	新冠町	都道府県	市町村	合計	採択団体
1	北海道	函館市	夕張市	仁木町	根室市	南幌町	中標津町	真狩村	1	26	27	23
		足寄町	美唄市②	中川町	上士幌町	中頓別町	帯広市	積丹町				
		鶴居村	長沼町									
2	青森県	青森市	中泊町	八戸市	五所川原市	深浦町	六ヶ所村		6	6	6	
3	岩手県	久慈市②	西和賀町③	岩手町	大船渡市③	軽米町	陸前高田市	花巻市		12	12	7
4	宮城県	気仙沼市	登米市	蔵王町						3	3	3
5	秋田県	県⑩	大館市③	にかほ市	男鹿市	秋田市	羽後町	八郎潟町	10	8	18	7
6	山形県	金山町	最上町②	戸沢村②	尾花沢市②	小国町②	上山市②	南陽市		16	16	11
		大石田町	寒河江市	遊佐町	山形市							
7	福島県	喜多方市②	会津若松市	白河市						4	4	3
8	茨城県	笠間市	桜川市							2	2	2
9	栃木県	県②	茂木町						2	1	3	2
10	群馬県	桐生市	榛東村	下仁田町③						5	5	3
11	埼玉県	東松山市	秩父市②	三芳町	川越市	行田市				6	6	5
12	千葉県	大多喜町	御宿町	香取市	市原市②					5	5	4
13	東京都	町田市								1	1	1
14	神奈川県	県①	小田原市③	座間市					1	4	5	3
15	新潟県	三条市	五泉市	津南町	長岡市④	阿賀野市②	佐渡市	見附市		11	11	7
16	富山県	魚津市	南砺市	射水市						3	3	3
17	石川県	輪島市②								2	2	1
18	福井県	県③	鯖江市	敦賀市②	小浜市	坂井市	勝山市	美浜町	3	10	13	8
		若狭町③										
19	山梨県	南アルプス市	北杜市	笛吹市	都留市					4	4	4
20	長野県	県②	上田市	長和町	長野市	下條村	東御市	佐久市④	2	10	12	8
		小諸市										
21	岐阜県	県①	山県市③	多治見市②	関市②	白川村	郡上市	下呂市	1	19	20	15
		羽島市	可児市	飛騨市	揖斐川町	各務原市②	本巣市	高山市				
		恵那市										
22	静岡県	静岡市②	浜松市							3	3	2
23	愛知県	岡崎市②	美浜町	大治町	西尾市	設楽町				6	6	5
24	三重県	鳥羽市	多気町②							3	3	2

		団体内訳								件数			
		都道府県	市町村	合計	採択団体								
25	滋賀県	県①	米原市	高島市	長浜市③	東近江市②	近江八幡市	彦根市②	1	15	16	12	
		竜王町	栗東市	愛荘町	甲賀市	多賀町							
26	京都府	福知山市③	南丹市	京丹後市⑤	舞鶴市					10	10	4	
27	大阪府	大東市	能勢町							2	2	2	
28	兵庫県	県⑧	豊岡市⑬	養父市⑨	南あわじ市②	たつの市	宍粟市	多可町②	8	50	58	18	
		淡路市②	香美町②	丹波市③	市川町	朝来市④	佐用町	神戸市②					
		加西市	神河町②	新温泉町	丹波篠山市								
29	奈良県	県④	宇陀市②	斑鳩町②	明日香村②	三郷町④	安堵町	天理市②	4	16	20	10	
		御所市	田原本町	王寺町									
30	和歌山県	県①	有田市	太地町	湯浅町	日高川町				1	4	5	5
31	鳥取県	県①	若桜町	湯梨浜町	境港市	智頭町				1	4	5	5
32	島根県	出雲市②	益田市	江津市	海士町③	奥出雲町②	安来市	飯南町		15	15	10	
		松江市	知夫村②	隠岐の島町									
33	岡山県	倉敷市④	美作市	新見市②	真庭市	矢掛町	吉備中央町	浅口市		13	13	8	
		高梁市②											
34	広島県	神石高原町	呉市②	尾道市	竹原市					5	5	4	
35	山口県	萩市	下関市							2	2	2	
36	徳島県	県⑬	阿南市②	神山町	那賀町	美馬市				13	5	18	5
37	香川県	県①	土庄町	まんのう町	三豊市	高松市				1	4	5	5
38	愛媛県	県①	今治市⑤	宇和島市③	松山市	西条市	新居浜市③	久万高原町		1	14	15	7
39	高知県	県①	高知市							1	1	2	2
40	福岡県	北九州市②	築上町	行橋市	みやま市	糸島市	芦屋町			7	7	6	
41	佐賀県	江北町	佐賀市	鹿島市	太良町					4	4	4	
42	長崎県	杵岐市④	島原市②	対馬市	新上五島町	長崎市②	大村市			11	11	6	
43	熊本県	県④	八代市②	玉名市	上天草市	菊池市	合志市②	相良村	4	13	17	12	
		南関町	熊本市	荒尾市	山鹿市	人吉市							
44	大分県	県①	宇佐市							1	1	2	2
45	宮崎県	県⑤	小林市②	宮崎市						5	3	8	3
46	鹿児島県	鹿屋市③	垂水市	湧水町	徳之島町	志布志市③	大崎町	指宿市		14	14	9	
		長島町②	出水市										
47	沖縄県	南城市②	那覇市	本部町	うるま市					5	5	4	
計										61	388	449	280

ローカル10,000プロジェクトの活用事例①

(1) 遊休施設(古民家等の空き家、空き公用施設、廃校等)の有効活用

採択団体・年度	事業内容	公費交付額	融資額
岡山県高梁市 (令和3年度)	古民家を改修し、『お試し移住』『お試しサテライト』『ワーケーション』施設として一棟貸しをすることにより、高梁市を移住先候補地としてPR。施設内ではベンガラ染め体験もできる。	25,000千円	25,000千円
北海道鶴居村 (令和3年度)	日本初、廃校となった小学校の体育館を活用したクラフトビールブルワリー。物販や見学スペースも設け、観光客やビール醸造を学びたい人々を受け入れ、交流できる場所とするとともに、地域資源を生かしたクラフトビールを新たな特産品・観光資源として活用。	35,000千円	55,000千円

(2) 観光拠点・宿泊施設の整備

採択団体・年度	事業内容	公費交付額	融資額
島根県松江市 (平成30年度)	3軒の古民家を、インバウンドや企業・大学の合宿にも対応できる宿泊施設にリノベーションしたほか、既存の宿泊施設に半露天風呂、食事会場である国登録文化財にバーを新設。これらを地元住民の交流の場としても活用。	19,000千円	19,000千円
兵庫県 (令和3年度)	築100年の古民家を改修し、①移住・起業目的の方に安価で長期滞在ができるweeklystay施設 ②丹波焼や丹波布を初めとした地域資源を活用する新規事業者向け工芸品等販売所 ③不動産情報や就労情報の提供をするカフェを整備。	10,000千円	10,000千円

(3) 地元農林水産物を活用した6次産業化、新商品開発の促進

採択団体・年度	事業内容	公費交付額	融資額
岐阜県各務原市 (平成28年度)	市の特産物「にんじん」の農家数が年々減少しており、傷物品や規格外品などの大量廃棄への対応も必要であることから、地元の大学生と共同で和菓子スイーツを開発し、スイーツの販売拠点として新店舗を整備。	25,000千円 (10/10事業)	25,000千円
岡山県新見市 (令和元年度)	廃校施設をリノベーションし、IT技術を活用した温度・湿度・水分管理により通年栽培可能なきくらげ栽培室を整備。黒きくらげのほか、希少性の高い白きくらげを生産。	24,000千円	24,000千円
秋田県 (平成30～令和3年度)	①酒造業の醗酵技術を活かした「粉末商品」の開発、②納豆商品のフリーズドライ加工による即席麺やシーズニング業態等の新業態の商品開発 など、地域の食を活用するための施設や機械の整備を複数の事業で実施	①25,000千円 ②35,000千円	①25,000千円 ②52,500千円

ローカル10,000プロジェクトの活用事例②

(4) 伝統工芸品等の再生・伝統技術の継承

採択団体・年度	事業内容	公費交付額	融資額
福岡県芦屋町 (令和2年度)	工房・ギャラリーを建設し、400年前に製作が途絶えていた「芦屋釜」をはじめとする芦屋鋳物の製作技術の継承を行い、新たなる地域ブランドの創出による地域活性化を図る。	24,999千円	25,000千円
山梨県都留市 (令和3年度)	都留市が発祥とされる郡内織に関わる人材育成から製造、販売を一貫して行える拠点を整備。織物のネット販売、ふるさと納税の返礼品としての出品を通し、ITやデザインに関わる人材なども利用するコワーキングスペースとなる。	11,000千円	11,000千円

(5) バイオマス、廃棄物等の地域資源を活用した地域エネルギー事業

採択団体・年度	事業内容	公費交付額	融資額
岩手県久慈市 (平成27年度)	ICTを活用したハウス内温度、CO2濃度等の監視制御システム及び低コスト高断熱ハウスを導入。久慈地域の木材の残材等を活用した木質バイオマスエネルギーの熱エネルギーを供給し、安定した菌床しいたけの栽培、環境負荷の低減を図る。	40,000千円	57,505千円
長野県佐久市 (令和2年度)	工場跡地をリフォームし、世界初、エネルギー源の確保から原材料まで全てを自然素材で賄う持続可能な製法の「どぶろく」製造を行う。薪ボイラーを整備し、エネルギー源として、地元産の間伐材を活用。	4,333千円	4,334千円

(6) ウィズコロナ・ポストコロナを見据えた設備投資の動き

採択団体・年度	事業内容	公費交付額	融資額
千葉県市原市 (令和2年度)	コロナ禍において密を避けるための旅行スタイルとして注目が高まっているグランピング施設を廃校を活用して整備し、首都圏からのマイクロツーリズム客を取り込む。	25,000千円	50,000千円
福井県敦賀市 (令和3年度)	旧金融機関施設をリノベーションし、コワーキングスペースとゲストハウスが一体となった施設を整備し、テレワーク等の新しい働き方の市内での受け皿として活用。	6,750千円	6,750千円

「歴史的町並み保存地区の空き家古民家活用による地域経済活性化事業」

【事業背景】

- 人口減少や少子高齢化・空き家の増加に直面しており、かつての活気が急速に失われつつある。
- 城下町の風情が色濃く残るエリアにおいても歴史的建造物が空き家となっており、景観の維持にも支障が生じるリスクが高まっている。
- 人口減少や高齢化がさらに加速化する悪循環に陥り、地域の活力が失われていくことが懸念されている。

【事業実施者】 備中松山社中 合同会社

【自治体・金融機関の支援内容】

- 公費による交付額：
（国費（地域経済循環創造事業交付金）：16,666千円
地方費：8,334千円）
- 中国銀行による融資：25,000千円

【取組内容】

- 城下町の観光中心エリアで空き家となっていた歴史的な古民家を魅力的な宿泊施設として再生し、城下町の佇まいの保存と継承を図りながら、観光振興や交流人口の拡大を図る。
- 本宿泊施設を『お試し移住』『お試しサテライト』『ワーケーション』施設として一棟貸しをすることによって、高梁市を移住先候補地としてPRする。
- 宿泊施設の一部店舗では、「ジャパンレッド」のベンガラ染め体験やオリジナル製品（クラフトビールなど）の購入もできる観光拠点とする。

【地域への貢献】

- 宿泊型観光客の増加
- 観光資源を新たな交流拠点として機能させ、関係人口・交流人口の増加に寄与し、経済的に波及効果をもたらす。
- 観光資源の掘り起こしとネットワーク化が図られ、にぎわい創出に繋がる。
- 移住定住の促進



改修対象施設



改修後イメージ



ローカル10,000プロジェクト 北海道鶴居村 「鶴居村クラフトブルワリー事業」

令和3年度採択

【事業背景】

- 酪農業が主産業で、製造業は村営チーズ工場など零細なものに止まっており、様々な職種をカバーする雇用の受け皿が不足している。
- 人口減少、少子高齢化の進展により、中心市街地の店舗が減少。街の賑わいが減退し、隣接都市へ日用品の購買や飲食の流失により、地域経済が循環していない。
- クラフトビールのブームにより、全国に数多くのブルワリーが誕生しているが、ビール醸造を学ぶ場所がなく醸造技術を持つ人材が不足している。

【事業実施者】 株式会社 Knot

【自治体・金融機関の支援内容】

- 公費による交付額：
（国費（地域経済循環創造事業交付金）：26,250千円
地方費：8,750千円）
- 釧路信用金庫による融資：30,000千円
- 釧路信用組合による融資：25,000千円

【取組内容】

- 民間企業を誘致し、人口減少に伴い廃校となった小学校の体育館内にクラフトブルワリーを整備する。
- ブルワリーには物販や見学スペースを設け、観光客やビール醸造を学びたい人々を受け入れ、人々が交流できる場所とする。
- クラフトビールを地域資源である清らかな水やブドウなどを利用して醸造し、新たな特産品・観光資源として活用する。



旧茂雪裡小学校



体育館



ブルワリーイメージ

【地域への貢献】

- 地元で新たな職業の選択肢と雇用の受け皿が創出される。
- ビール醸造を学びに訪れる者の人流の発生で関係人口が増加、観光資源を楽しむ人々で交流人口が増加、工場への雇用により定住人口が増加するなど新たな交流により街の賑わいが創出される。
- 地域消費が高まり、地域経済が循環される。

「歴史文化の港町・美保関の古民家を活用した宿泊施設とレトロなBAR整備事業」

【事業背景】

- 海運・観光の拠点として繁栄した美保関は人口減少、高齢化、旅行形態の変化等により当時の賑わいが失われた。
- 歴史的建造物や神話などの魅力的な観光資源を有するが、観光客が伸び悩んでいる。
- 地域に空き家となった古民家が点在している。

【事業実施者】 美保館

【自治体・金融機関の支援内容】

- 国費（地域経済循環創造事業交付金）：19,000千円
- 山陰合同銀行による融資額：19,000千円



【取組内容】

○観光拠点整備

- ・3軒の古民家を、インバウンドや企業・大学の合宿にも対応できる宿泊施設にリノベーション。
- ・また、既存の宿泊施設に半露天風呂、宴会や朝食会場として利用する国登録文化財に夜の交流の場となるバーを新設。

○観光拠点活用

- ・これらの施設を「交流の場」「観光情報発信の場」「地元住民の発表の場（民謡、ジャズ、アート）」などとして活用

【地域への貢献】

- 施設の一棟貸の需要増や修学旅行の受入れを行うことで、周辺観光地への誘導がなされ、地域への観光客増・観光消費額の増に繋がっている。
- 交流の場を設けることで、地元住民と観光客の交流が生まれ、賑わいが創出されている。
- 歴史的建造物・古民家を活用し、空き家の解消、歴史的建造物群が廃れるのを防いでいる。



ローカル10,000プロジェクト 兵庫県

令和3年度採択

「古民家再生【community&weeklystay&crafts】

- 丹波を中心とした兵庫県の人・モノづくりのための定住・育成・販路開拓時業 -」

【事業背景】

- 丹波地域は、阪神間からのアクセスが良く、移住ニーズの高まりが見られる。
- 就業や地域コミュニティへの参加など、移住し、地域で生活していくためのスキル習得のための長期滞在に、費用がかさむ。
- 丹波焼や丹波布など、地域の伝統的な文化的資源を活かしたもののづくりの後継者が不足している。

【事業実施者】 株式会社小谷木材店

【自治体・金融機関の支援内容】

- 公費による交付額：
 - （国費（地域経済循環創造事業交付金）：5,000千円
 - （地方費：5,000千円
- 中兵庫信用金庫による融資：10,000千円

【取組内容】

- 古民家を改修し、移住・起業目的の方に安価で長期滞在ができるWEEKLYSTAYの場を提供
- 同施設内に不動産・就労情報の提供や地域住民と移住希望者の交流の場となるカフェスペースを整備し、地域農産品を利用したスイーツ等を提供
- 若者のものづくりの担い手育成を目的に、同施設内に新規事業者のための工芸品・農産加工品の販売所を整備

【地域への貢献】

- 丹波地域へのスムーズな移住が可能となる。
- ものづくりの後継者の育成が進み、丹波焼や丹波布といった伝統的な文化的資源を守ることができる。
- 空き家の活用及び地元雇用の機会の増加



移住希望者の交流イメージ



地域農産品を利用した
カフェイメージ



伝統的なものづくりイメージ（丹波焼・丹波布）

ローカル10,000プロジェクト 岐阜県各務原市

平成28年度採択

「地元の「特産ニンジン」と「学生アイデア」でつくる新たな「菓子ブランド」確立のための戦略事業」

【事業背景】

- 現状の人口に対し、将来の人口は減っていく推計が出ている。
- ニンジン、市の野菜生産販売額の7割を占める特産物でありながら、生産農家が年々減少している。
- 出荷の出来ない傷物品や不形成な規格品外などは大量廃棄されており、対処する必要がある。

【事業実施者】 アダチ製菓株式会社（採択当時：足立産業株式会社）

【自治体・金融機関の支援内容】

- 国費（地域経済循環創造事業交付金）：25,000千円
- 十六銀行による融資：25,000千円

【取組内容】

- 販売店舗を整備設置し、各務原ニンジンを使った、地元大学生と共同で開発するコラボ商品を販売する拠点とする。
- 岐阜大学と「共同研究契約」を締結。和菓子スイーツ開発のほか、店舗内装や商品のレイアウト、ロゴ作成やSNSを利用したプロモーションなど事業展開に大学生の意見を活用。
- 食品安全管理に関する規格や認証の仕組みを構築するため、県HACCP導入施設としての認定を取得。

【地域への貢献】

- “和菓子スイーツ”という新たな地域名産品の創出
- ニンジン特産地としての認知度の向上
- 事業に大学生を巻き込む仕掛けができ、地域への愛着やプライドが育まれ、地域への定着が促進される。



各務原ニンジン



各務原ニンジンを使用した大福



店舗外観

「IT×森林×廃校 環境管理型きくらげ生産事業」

【事業背景】

- 若者の都市部への流出が続いており、全国水準を上回る人口減少が進んでいる。
- 豊富な森林資源があるが、活用がされておらず、地域活性化を進める中で活用を模索する必要がある。
- 少子化の進行を背景に、利用されなくなった校舎等など、多数の遊休資産を有しており、取壊しなども検討しているが、費用負担が大きく、活用の促進を検討する必要がある。

【事業実施者】 新見ファーム合同会社

【自治体・金融機関の支援内容】

- 公費による交付額：
(国費(地域経済循環創造事業交付金)：16,000千円
地方費：8,000千円)
- トマト銀行による融資：12,000千円
- 備北信用金庫による融資：12,000千円

【取組内容】

- 廃校となった遊休資産を改修整備し、IT技術を活用したきくらげの生産事業を実施
- コンピューター制御により温度・湿度・水分管理が可能な栽培室を設け、黒きくらげ、白きくらげの通年菌床栽培を行う。
- 生産したきくらげは、個人消費者や外食産業事業者へ生食用として販売するほか、乾燥加工し、外食産業事業者、食品加工事業者等へ販売する。



栽培イメージ



活用した遊休資産



コンピューター制御による管理の様子

【地域への貢献】

- 地元で生物生産の知識を学ぶ県立高校があり、地元高校生の職業選択肢の1つになる。
- 木材資源の利用拡大につながり、林業の収益性向上に資する。
- 体力的負担が少ない作業が中心で、体力的に不安がある方の雇用に寄与する。
- 遊休資産の有効利用

「あきた食品産業活性化モデル育成事業（フリーズドライ加工設備の拠点整備事業）」

【事業背景】

- 本県の食品製造業は、小規模事業者主体の構造であり、個社での事業規模の拡大が困難。
- 県内は、小規模事業者のほとんどが、製造ロットが小さく、食品加工を県外へ外注しており、付加価値が流出している。
- フリーズドライ加工は、軽量で賞味期限が長いいため、大消費地から遠いことがネックとなる本県食品事業者には、関心が高いものである。

【事業実施者】 株式会社ヤマダフーズ

【自治体・金融機関の支援内容】

- 公費による交付額：
国費（地域経済循環創造事業交付金）：17,500千円
地方費 17,500円
- 秋田銀行による融資：52,500千円

【取組内容】

- 納豆商品のフリーズドライ加工による即席麺やシーズニング業態等の新業態の商品開発、販路開拓
- 県内事業者のフリーズドライ加工を受託し、付加価値の県外流出を抑え、県内事業者の二次商品化を推進
- モデル企業のフリーズドライ商品の素材供給やフリーズドライ加工の受託により県内事業者が二次商品化



FD納豆を活用した商品例



FD納豆



県内事業者のFD商品
(現在は、県外へ製造委託)

【地域への貢献】

- フリーズドライ商品の地元利用（県内事業者の二次商品化）
- 県内事業者の商品加工を受託（フリーズドライ加工の受け皿）
- 内製化で新たな業態への事業拡大・雇用の拡大
- 県内で受託加工を完結できるようになり、付加価値の県外流出を抑制できるようになる。

「茶の湯釜の名品、芦屋釜の復興と地域ブランド創出事業」

【事業背景】

- 交通や土地の問題等から、地域に主要な産業が無く、産業を創出・誘致・育成することが長年の課題。
- 約400年前に製作が途絶えた芦屋釜について、平成元年のふるさと創生事業を契機に町がその復興を計画。
- 平成7年に「芦屋釜の里」を開園し、芦屋釜の技術復元と鋳物師の養成に取り組む。長期の取組みで、現代の芦屋釜が生み出されるようになった。

【事業実施者】 八木鋳金

【自治体・金融機関の支援内容】

- 公費による交付額：
 - 国費（地域経済循環創造事業交付金）：16,666千円
 - 地方費 8,333千円
- 遠賀信用金庫による融資：25,000千円

【取組内容】

- 芦屋鋳物を製作する工房及びギャラリーを建設し、地域資源を活かした産業振興及び雇用の創出を図るとともに、次世代に製作技術を継承する。
- 芦屋釜、芦屋鋳物（釜以外の茶道具及び生活用具等）を製作・販売する。
- 大型の電気炉や多種の研磨機を導入することで、製作工程の短縮が可能となり、年間製作個数を向上させる。



【地域への貢献】

- 芦屋釜をはじめとする鋳物製作技術の継承
- 新たな地域ブランドの創出による地域活性化
- 地域住民の郷土への誇りと愛着を醸成



芦屋釜



香合



タンブラー・酒器

「富士の麓の小さな城下町都留市・織物業再興×ふるさと納税活用プロジェクト」

【事業背景】

- 都留市は、城下町で、織物業を主産業として栄えていたが、織物業から他産業への業態転換が進み、残った織物事業者も後継者不足となっている。
- 織物製品を完成させるために作業の一部を市外に委託するなど、市内で完結した織物製品づくりができていない。
- 市内で製作された製造品によるふるさと納税の寄付増額が課題。

【事業実施者】 一般社団法人まちのtoolbox

【自治体・金融機関の支援内容】

- 公費による交付額：
（国費（地域経済循環創造事業交付金）：7,333千円
地方費：3,667千円）
- 山梨県民信用組合による融資：11,000千円

【取組内容】

- 古民家を改修し、都留市が発祥とされる郡内織に関わる人材育成から製造、販売を一貫して行える拠点を整備する。
- 製造した製品については、本拠点及びウェブでの販売のほか、ふるさと納税の返礼品として活用。
- 本施設は、織物のネット販売、ふるさと納税の返礼品としての出品を通し、ITに関わる人材、デザインに関わる人材、デジタルマーケティングに関わる人材なども利用するコワーキングスペースとなる



郡内織の傘



傘づくり教室の様子



都留市ふるさと納税特設ページ

【地域への貢献】

- 後継者不足に悩んでいる織物業の担い手の創出。
- 織物産業の復興に繋がり、織物産業に関わる雇用の創出。
- 製品を通して、郡内織、都留市が認知され、地域の魅力発信、ブランディングに繋がる。
- 産業が活発になり、市内の経済活性化に繋がる。

ローカル10,000プロジェクト 岩手県久慈市

平成27年度採択

「ハウス内環境制御と木質バイオマスエネルギーを活用した菌床しいたけ栽培による地域経済循環創出事業」

【事業背景】

- 地球温暖化により、猛暑が続くようになり、品質・収穫に与える影響が大きくなったため、断熱対策だけでなく、冷房設備の導入が必要
- ハウス内CO₂濃度の調整について、生産者の経験と勘により換気調整を行っていたが、生産量が安定せず、作業環境にも影響が出る。
- 東日本大震災の影響で、設備倒壊等による生産不能、福島第一原発の事故による風評被害による価格の下落が見られる。

【事業実施者】 有限会社 越戸きのご園

【自治体・金融機関の支援内容】

- 国費（地域経済循環創造事業交付金）：40,000千円
- みちのく銀行による融資：57,505千円



【取組内容】

- ICTを活用したハウス内温度、湿度、CO₂濃度等の監視制御システム及び低コスト高断熱ハウスを導入し、全国に例のない菌床しいたけ栽培技術を確認するとともに、地域生産者への普及、しいたけの一大産地化を図る。
- 久慈地域の木材の残材等を活用した木質バイオマスエネルギーによる熱供給を受けることにより、化石燃料価格の変動に左右されない安定した経営と環境負荷の低減、エネルギーの地産地消による地域経済循環システム構築の実現を図る。



【地域への貢献】

- 菌床しいたけの生産量増加と安定供給
- 久慈地域のしいたけブランド力の向上
- 新規雇用の創出
- 木質バイオマスエネルギーの導入による未利用材の活用



導入したハウス



菌床しいたけ生産の様子①



菌床しいたけ生産の様子②

ローカル10,000プロジェクト 長野県佐久市 「循環型醸造事業～Ferment Base」

令和2年度採択

【事業背景】

- 事業実施地は、「どぶろく特区」の認定を受けているが、人口流出、少子高齢化、地域産業の衰退、耕作放棄地の増加、森林の荒廃等集落維持に影響が出始めており、著しく過疎化が進んでいる。
- プラスチックゴミによる生態系への影響が問題視され、環境保全に対する意識が高まっている。
- 酒類はクラフト志向になり、また、海外で日本酒の人気が高まっている。

【事業実施者】 Brewing Farmers&Company合同会社

【自治体・金融機関の支援内容】

- 公費による交付額：
（国費（地域経済循環創造事業交付金）：2,166千円
地方費 2,167千円）
- 長野県信用組合による融資：4,334千円

【取組内容】

- 工場跡地をリフォームし、世界初、エネルギー源の確保から原材料まで全てを自然素材で賄う持続可能な製法の「どぶろく」製造を行う。
- 薪ボイラーを整備し、エネルギー源として、地元産の間伐材を活用。山林保全から水源維持、豊かな土壌に繋げ、良質な米の生産へと環境循環の仕組みを作る。
- 空き店舗を活用して、どぶろくの提供場及びコミュニティスペースとして農家レストランを開業



薪ボイラー



環境保全型農業のイメージ



どぶろく

【地域への貢献】

- 「どぶろく」という新たな農産物のブランド化
- 雇用の創出と経済波及効果を生み出す。
- 環境保全型農業を促進させると共に、農家取得の向上
- 交流人口の創出、移住者の増加により過疎解消へ繋げる。

「市原市旧高滝小学校を活用した地域活性化プロジェクト」

【事業背景と課題】

- 市原市は進学・就職・結婚を機とした若者・女性の域外流出が多く、特に自然豊かな南部地域の人口減少・少子高齢化が顕著。
- 観光入込客数362万人に対し宿泊者数数は30万人。滞在時間の延伸による交流人口の拡大を進める必要がある。
- 地域に雇用を生み出し移住・定住につながる環境づくりが必要。
- アフターコロナを見据え新しい生活様式に沿って持続的な集客につながる核となる観光コンテンツの開発が必要。

【事業実施者】 株式会社HAMIRU

【自治体・金融機関の支援内容】

- 公費による交付額：
（国費（地域経済循環創造事業交付金）：12,500千円）
地方費：12,500千円
- 千葉銀行による融資：50,000千円

【取組内容】

- 廃校となった高滝湖畔にある旧高滝小学校をリニューアルし、里山の特性を活かしたグランピング施設として、多様な関係者のコミュニティを創造することができる地域未来創造拠点を創り出す。
- 市原市の地域食材を活用したバーベキューやマルシェの開催。
- 地域の特性を活かした洋菓子の開発、製造、販売を行う。
- 地域の事業者と連携した体験型観光を実施。



改修前の旧高滝小学校



グランピング場イメージ



近隣の農園と連携した野菜収穫体験

【地域への貢献】

- 市原市の課題である宿泊機能が強化され、新たな観光需要の喚起につながる。
- 生産者と消費者をつなぐコミュニティの場となり、経済効果を創出し地域の持続性を高める。
- 子育て世代の女性などの雇用を創出し、定住化を促進する。
- 様々な情報の発信拠点となり、交流人口・関係人口の拡大を推進する。
- 公共資産を公民連携により活用し、地域活性化に寄与する。

「遊休不動産を活用したワーケーション施設整備事業」

【事業背景】

- 北陸新幹線の敦賀駅開業を控え、中心市街地における空き家・空き店舗の新しい活用方法の確立
- 市内で不足している、近年拡大する多様な働き方・宿泊ニーズに対応可能な施設の設立
- 既存の人材育成事業をきっかけとして市民によって設立された法人が行う新たな視点での活用

【事業実施者】 合同会社 FUJIONE (フジオネ)

【自治体・金融機関の支援内容】

- 公費による交付額：
（国費（地域経済循環創造事業交付金）：3,375千円
地方費：3,375千円）
- 敦賀信用金庫による融資：6,750千円

【取組内容】

- 中心市街地内の旧金融機関施設をリノベーションし、コワーキングスペースとゲストハウスが一体となった施設を整備
- ビジネスや宿泊以外の利用機会創出のため、地元住民の「学びの場」「交流の場」としても開放
- 市民の生活圏、商業集積地、市内のまちづくりプレイヤーが集まる中心市街地という立地を活かし、人・仕事・考え方の交流拠点を担い、新たなビジネスや価値観を創出し発信していく



外 観



コワーキングスペースイメージ



ゲストハウスイメージ

【地域への貢献】

- 交流人口の増加及び周辺商業店舗での消費増加、遊休不動産活用による景観の向上
- テレワーク等の新しい働き方の市内での受け皿と普及拠点
- 交流をきっかけとした新規ビジネスの創出による雇用・産業の多様化

ローカル10,000プロジェクトの運用の実例（公益性評価の実施）

- ローカル10,000プロジェクトの申請にあたって、特定企業支援の場合には丁寧な説明が必要となる場合も考えられる。
- 交付金事業の公益性評価のため、有識者等による審査体制を整備している事例もある。

兵庫県丹波市

○丹波市地域経済循環創造事業審査会設置規程（抄）

（設置）

第1条 丹波市地域経済循環創造事業補助金交付要綱第17条の規定に基づき、当該補助金交付申請の事前審査を行うため、丹波市地域経済循環創造事業審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 審査会は、地域経済循環創造事業交付金交付要綱第4条に定めるもののほか当該交付金の申請内容等について必要な事項を審査する。

（組織）

第3条 審査会の委員は、次に掲げる職員をもって組織する。

- （1）副市長
- （2）産業経済部長
- （3）事前審査の対象となる事業に関連する事務事業を所管する部長及び課長

2 会長は、副市長をもって充てる。

（会議）

第4条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じ会長が招集し、会議の座長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。

4 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席をさせ、意見を聴取し、若しくは必要な資料の提出を求め、又は調査をすることができる。

高知県

○高知県地域経済循環創造事業費補助金審査会設置要綱（抄）

（設置）

第1条 高知県地域経済循環創造事業費補助金交付要綱の規定に基づき、当該補助事業の適切かつ円滑な執行を図るため、専門的知識を有する者で構成する事業審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 審査会は、次の事項について専門的な見地から審査し、必要な意見を添えて知事に提出する。

- （1）補助申請案件の適格性
- （2）前号以外で補助事業の審査に関して必要な事項

（構成）

第3条 審査会は、事業採択の申請事業に応じて財務や経営等、各専門分野から事業審査アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）によって構成する。

（アドバイザーの役割）

第4条 アドバイザーは、申請事業の所管課が定める審査要領に基づき申請事業内容を審査し、指導及び助言を行う。

2 アドバイザーは、必要がある場合、前項で審査した事業について聞き取り又は事業実施場所への訪問により、フォローアップのための助言を行う。

（審査会）

第7条 審査会は、事業採択の申請があれば、適宜開催する。

（排斥）

第9条 補助申請案件に直接の利害関係を有するアドバイザーは、当該補助申請案件の審査に加わることができない。

地域資源を活用した事業を行う法人等に対する出資債について

概要

【趣旨】

○地域資源を活用した事業の立ち上げを資金面から支援し、地域からの経済成長を実現するため、地方公共団体が地域資源を活用した事業を行う法人等に対して出資を行う場合に、所要の財政措置を講じるもの。(令和7年度まで)

【財政措置の内容】

下記①②の出資債について、

- ・**充当率90%**
- ・**償還金利子の50%に特別交付税措置** ※財政力補正あり

①「法人に対する直接出資」

地域の資源と資金を活用した事業を行う法人等に出資するために借り入れた地方債(出資債)

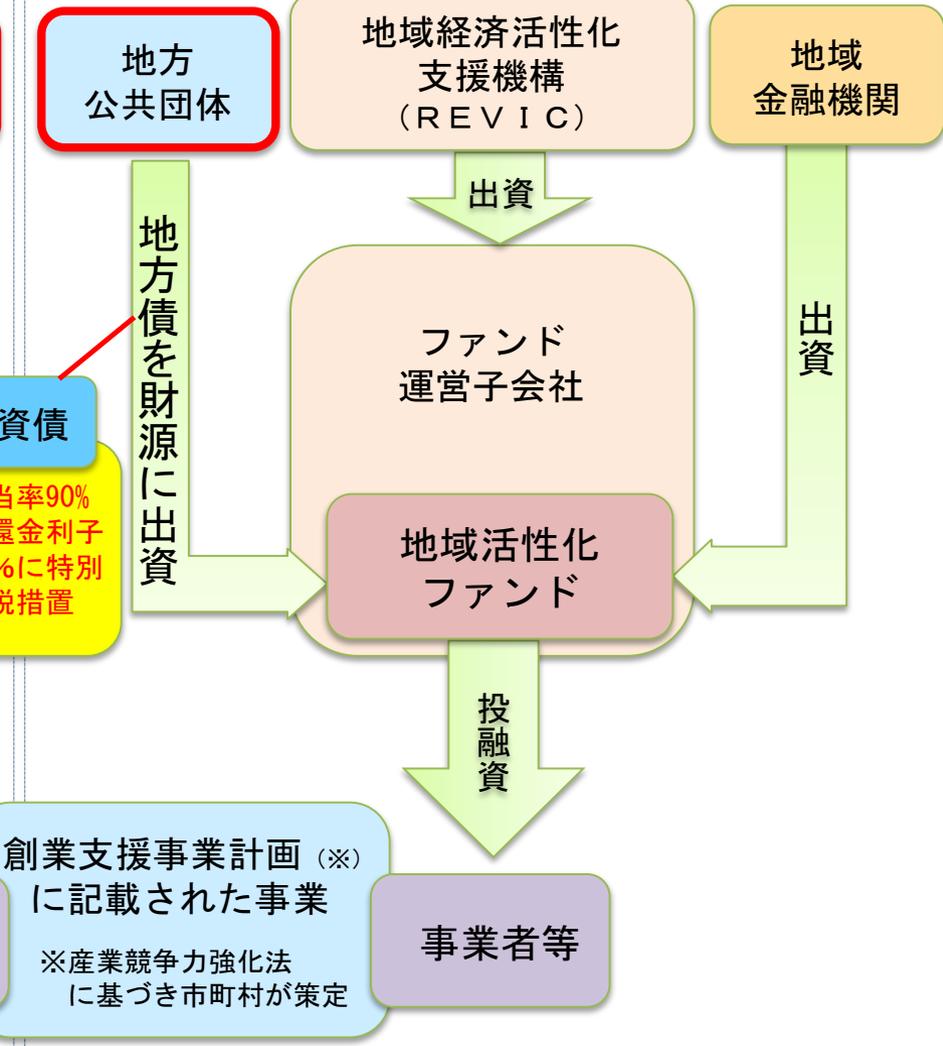
②「地域活性化ファンドへの出資」

地域活性化ファンドに対して有限責任組合員として出資するために借り入れた地方債(出資債)

①法人に対する直接出資



②地域活性化ファンドへの出資



分散型エネルギーインフラプロジェクト

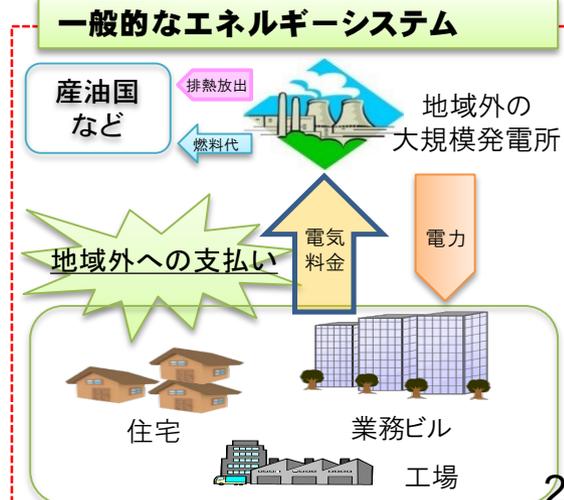
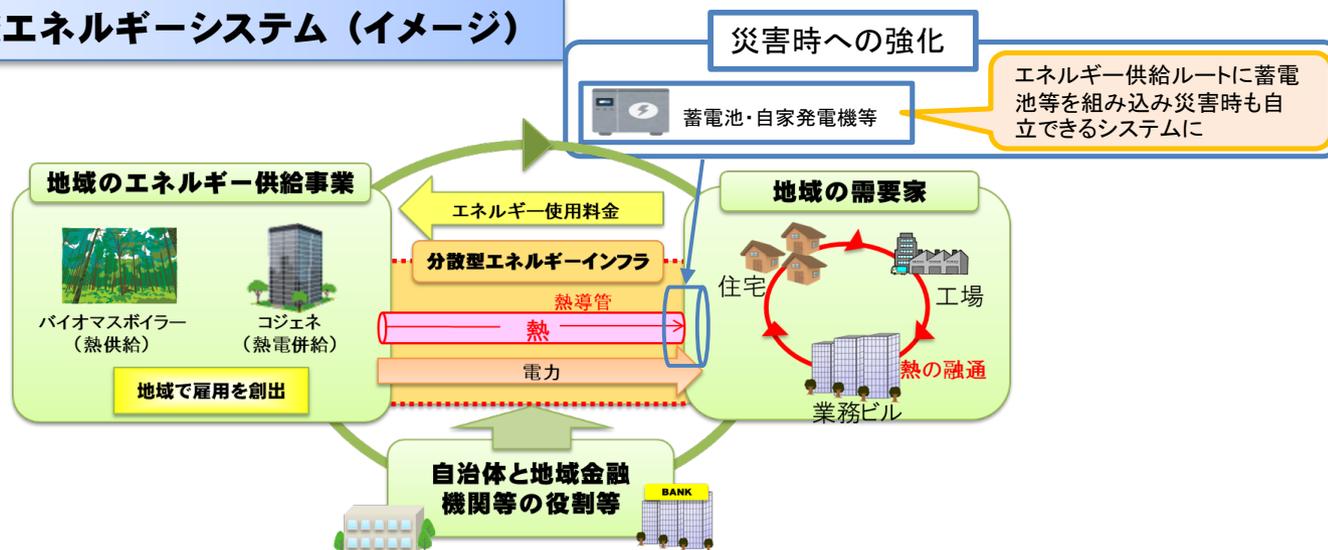
R5予算額(案)
地域経済循環創造事業交付金 5.8億円の内数

○地方公共団体を核として、需要家、地域エネルギー会社及び金融機関等、地域の総力を挙げて、バイオマス、廃棄物等の地域資源を活用した地域エネルギー事業を立ち上げるエネルギー供給事業導入計画(マスタープラン)の策定を支援。

- <補助対象> マスタープランの策定経費(上限2,000万円)
- <補助率> 策定経費の1/2(財政力指数0.5未満市町村は2/3、財政力指数0.25未満市町村は3/4、新規性・モデル性の極めて高い事業計画は10/10)
- <実績> これまでに64の団体が策定(平成26年度~令和3年度)

○各省連携のプラットフォームとして、総務省を窓口とする関係省庁タスクフォース(農林水産省、資源エネルギー庁、国土交通省、環境省)を設け、マスタープランの策定段階から事業化まで、徹底したアドバイス等を実施。

地域エネルギーシステム(イメージ)



分散型エネルギーインフラプロジェクト 都道府県別実施団体一覧 (R4年4月時点)

は、事業化している団体(19団体)

	団体数	策定年度別団体名								
		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	
1	北海道	6	石狩市 下川町	豊富町	弟子屈町	札幌市	士幌町			
2	青森県	2	弘前市						今別町	
3	岩手県	3	八幡平市				岩手県	一関市		
4	宮城県	0								
5	秋田県	2		大潟村		八郎潟町				
6	山形県	2	山形県	最上町						
7	福島県	2			喜多方市 他12団体	福島県				
8	茨城県	1			つくば市					
9	栃木県	1	栃木県							
10	群馬県	3	中之条町	前橋市					川場村	
11	埼玉県	0								
12	千葉県	1				市川市				
13	東京都	1							調布市	
14	神奈川県	1				川崎市				
15	新潟県	0								
16	富山県	1						富山市		
17	石川県	0								
18	福井県	1						池田町		
19	山梨県	2		甲斐市				北杜市		
20	長野県	2				中野市			長野市	
21	岐阜県	1			八百津町					
22	静岡県	2	富士市			浜松市				
23	愛知県	0								
24	三重県	1		南伊勢町						

	団体数	策定年度別団体名								
		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	
25	滋賀県	1		湖南市						
26	京都府	1			城陽市					
27	大阪府	1	四條畷市							
28	兵庫県	3	淡路市	神戸市					南あわじ市	
29	奈良県	0								
30	和歌山県	0								
31	鳥取県	2	鳥取市	米子市						
32	島根県	0								
33	岡山県	3		津山市	真庭市				西粟倉村	
34	広島県	0								
35	山口県	1					宇部市			
36	徳島県	0								
37	香川県	0								
38	愛媛県	0								
39	高知県	0								
40	福岡県	0								
41	佐賀県	0								
42	長崎県	1	対馬市							
43	熊本県	3		南関町	小国町	水俣市				
44	大分県	2				豊後大野市	竹田市			
45	宮崎県	2				川南町		都農町		
46	鹿児島県	6	いちき 串木野市	西之表市	長島町	出水市		錦江町		枕崎市
47	沖縄県	3		浦添市		北中城村		糸満市		
計 (うち事業化)	64 (19)	14 (8)	14 (6)	11 (4)	4 (1)	3	8	4	6	

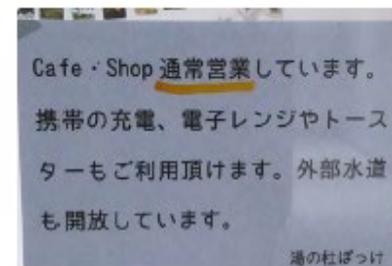
災害時の自立エネルギー供給の例 北海道豊富町（27年度策定、29年度事業化） 自噴天然ガス等の地域燃料を活用した自立循環型のまちづくり

災害時の対応

- 北海道豊富町では、温泉とともに産出される天然ガス等を活用した自立循環型のまちづくりをめざし、平成27年度にマスタープランを策定し、平成29年度から事業化。
- マスタープランに即して、温泉街の公共施設に停電時にも対応可能な天然ガスコージェネレーションシステムを導入。
- 北海道胆振東部地震（平成30年9月6日）では、域内唯一の緊急避難所として機能。
- 住民等に対して、トイレ・水道・電気・フリーWi-Fiなどを提供するとともに、ネットラジオの館内放送で防災情報も提供。



停電時の状況



停電時における掲示

マスタープランの概要

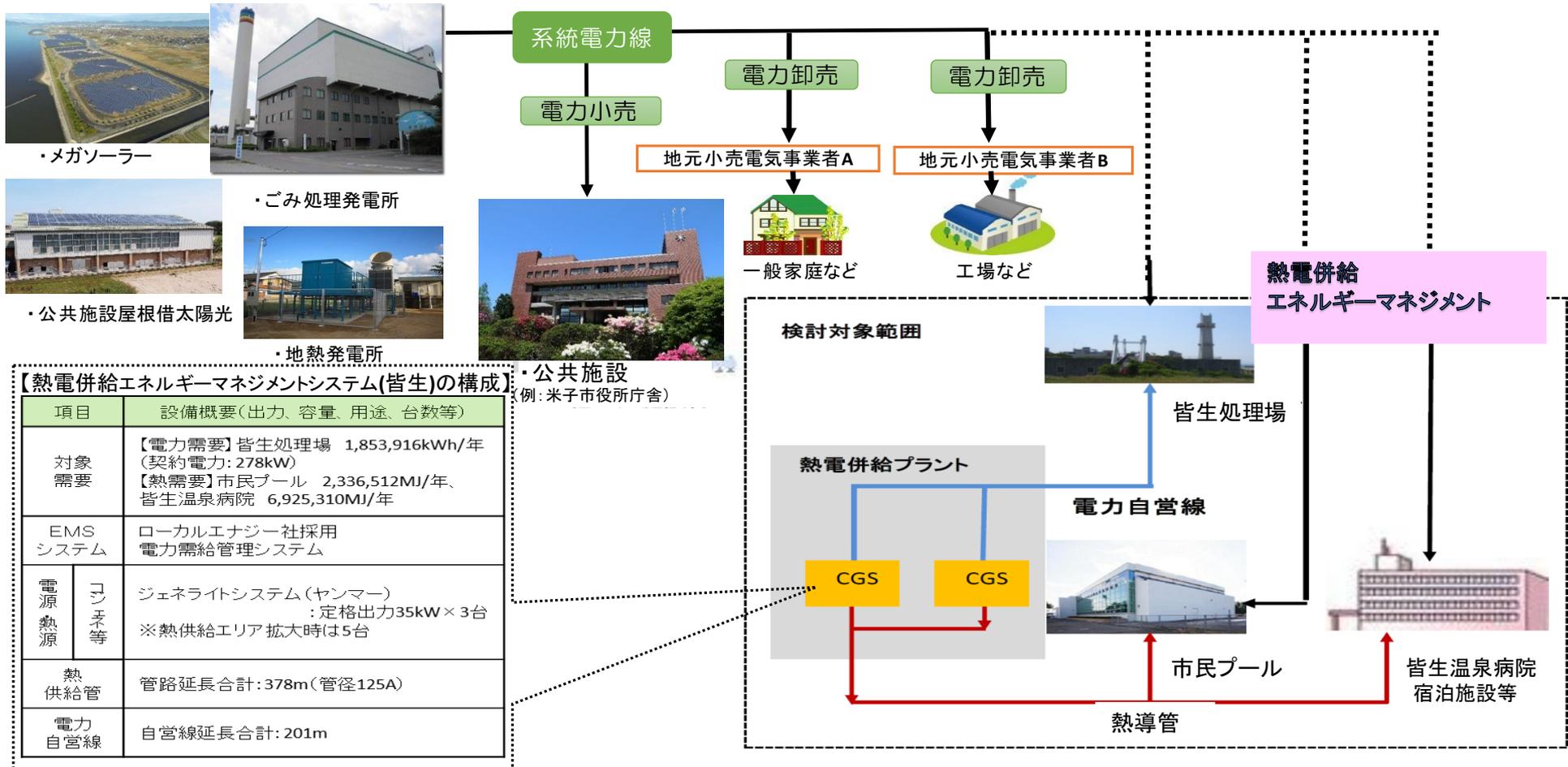
- 温泉街における公共施設・宿泊施設に対して、自噴の天然ガスや畜産系バイオガスを活用した熱電併給システムを構築。
- 併せて、豊富な自噴ガスをエネルギー源として、畜産加工施設を新たに整備。
- 工業団地内へのガス供給は平成28年7月末より開始。主な供給先は（株）豊富牛乳公社

プロジェクト実施エリア 鳥取県米子市 ～皆生温泉地区熱電併給エネルギーの地産地消～

平成26年度
プラン策定

- ガスコジェネによる熱電併給事業及び電力供給事業について計画し、市及び地元企業等が出資し、地域エネルギー会社「ローカルエナジー」を設立(平成27年12月)
- 電力供給事業については、平成28年4月から電力小売を開始し、公共施設で使う電力を供給。その後、一般家庭への電力供給を担う地域PPSに電力を卸売り
- ガスコジェネによる熱電併給事業については、可能性のあるモデルを整理し、熱需要が多いエリアにおける事業実現の可能性を検討し、事業化を計画

ローカルエナジー電力小売卸売事業スキーム(平成28年4月～)



【熱電併給エネルギーマネジメントシステム(皆生)の構成】

項目	設備概要(出力、容量、用途、台数等)
対象需要	【電力需要】皆生処理場 1,853,916kWh/年(契約電力: 278kW) 【熱需要】市民プール 2,336,512MJ/年、皆生温泉病院 6,925,310MJ/年
EMSシステム	ローカルエナジー社採用 電力需給管理システム
電源熱源	ジェネライツシステム(ヤンマー) : 定格出力35kW×3台 ※熱供給エリア拡大時は5台
熱供給管	管路延長合計: 378m(管径125A)
電力自営線	自営線延長合計: 201m

分散型エネルギーインフラプロジェクト 普及推進に向けた取組

- 複数のメリットを享受できる地域における分散型エネルギー事業だが、円滑に事業化を実現するためには自治体を中心となってマスタープランを策定しておくことが効果的。
- 総務省では地産地消のエネルギー事業の導入に取り組まれる自治体職員の皆様が効率よく導入に向けた検討を行えるよう、ハンドブックを作成。→ハンドブックURL https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/bunsan_infra.html
- 事業の実現に向けて関係省庁が全力で支援→①、②
- 事業化を実現した団体の人材活用策を参考に人材派遣制度を創設→③

① 各省補助金とマスタープランの連携強化

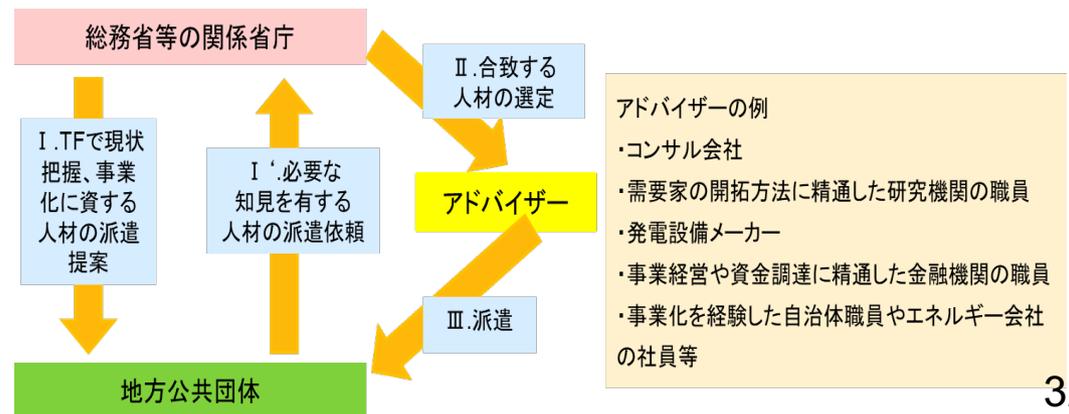
- マスタープラン策定済団体：関係省庁タスクフォース所管補助金で交付審査時の加点による優遇等を実施。
- マスタープラン未策定団体：補助事業が先行している団体については、新たにマスタープラン申請を優先採択。

② 事業化に向けた進捗状況の把握、助言機能の強化

- フォローアップ調査の結果について、関係省庁で共有・審議の上、事業化の実現に向け具体的アドバイスを実施。
- さらに、地方公共団体の事業化進捗状況に応じ必要となる専門人材の派遣提案を実施。

③ 専門人材の紹介

- 関係省庁と連携し、地方公共団体の事業化進捗状況に応じて必要となる各分野の専門人材を紹介。
- 毎年度のフォローアップ調査を踏まえ、適切と考えられる人材と当該団体とのマッチングを総務省が行う。
- リストは各省庁で共有し活用することで、各省庁事業の結びつきを強め、分散エネの普及を促進。



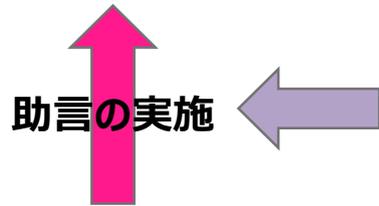
概要

○地域脱炭素の実現を人材面から支援するため、関係省庁と連携して、5年間の集中期間内に、**地域に不足している専門知識を有する外部専門家を紹介**するほか、**外部専門家を招へいする際の費用の1/2を補助**。

事業スキーム(イメージ)



【課題】 国・地方が一体となって脱炭素に向けた取組を進める上で、自治体や地域には、地域脱炭素を実現するための専門人材が不足



総務省の支援内容

- ・関係省庁と連携して、各自治体が抱える課題に対応した外部専門家を紹介
- ・外部専門家を招へいする際の費用の1/2を補助

※1 補助対象：謝金、旅費、その他諸経費(教材印刷費、会場費等)(上限100万円)

※2 補助率：補助対象の1/2

外部専門家



外部専門家のイメージ

(課題)

エネルギー事業の運営

再エネの安定供給方法や需要家の開拓方法

事業経営や資金調達

地域のエネルギー会社や関係者のコーディネート

(外部専門家)

⇒ 地域エネルギー会社の社員

⇒ 学識経験者

⇒ 金融機関社員

⇒ 事業化経験を有する自治体職員 等

ふるさとワーキングホリデーの概要

R5予算額(案): 30百万円
(R4当初予算額: 30百万円)

- 都市部の人たちなどが一定期間地方に滞在し、働いて収入を得ながら、地域住民との交流や学びの場などを通じて地域での暮らしを体感していただくもの。

ふるさとワーキングホリデー

地方公共団体

滞在中、地域住民との交流や学びの場として地域の魅力・特色を活かした、その地域ならではのプログラムを参加者に提供。



参加者

地元農家や企業等の業務に従事し収入を得ながら、地域との関わりを深める取組を通じて地域での暮らしをまるごと体感。



これまでの実績 (R4. 3時点)

- ふるさとワーキングホリデー事業を通じて、約3,800人が地域での暮らしを体験。
- ワーホリ経験者の91%が満足しているほか、81%が再訪意向がある等、ワーホリ経験者からの評判は良い。

課題

大学等を訪問して制度の紹介などを行っているが、制度を知らない人も多く、より効果的なPRが必要。

令和5年度取組

Web広告などのインターネット媒体を活用した広報活動を強化し、より効率的、効果的に制度を周知する。

※ ふるさとワーキングホリデーに要する経費について特別交付税措置
(対象経費の上限額 1団体あたり15,000千円+5千円×全参加者の延べ滞在日数)

広報支援 (総務省)

- ・専用のポータルサイトの運用
- ・SNS(Twitter、facebook等)の運用
- ・インターネット広告の実施
- ・説明会の開催 等



未実施自治体、企業等への説明会の開催

- ・実施自治体増と地域企業の参加拡大を図るため、未実施自治体及び企業等を対象にした説明会を開催。
⇒未実施自治体にも参加を呼びかけ、裾野拡大を図る。
⇒従前、一次産業や観光業等での受け入れが多かったため、幅広い業種の企業へ参加を呼びかけ。

ふるさとワーキングホリデーの実績等

就労内容(例)

- ・ 農業(特産品等)
- ・ 旅館・ホテル
- ・ 酒造業
- ・ 製造業(窯業、神社・仏閣用授与品等)
- ・ 観光業(スキー場、伝統工芸販売等) 等



地域との関わり(例)

- ・ 先輩移住者や地域住民との意見交換会
- ・ 地域の歴史、文化、産業等を学ぶツアー
- ・ 地域イベントの運営体験
- ・ 地元大学生が運営するゲストハウスへの宿泊 等



受入実績

約3,800人が参加(H29.1~R4.3)

【実施自治体】

○H28年度(8団体)

北海道、福島県、兵庫県、奈良県、山口県、愛媛県、佐賀県、熊本県

○H29年度(16団体)

北海道、福島県、石川県、福井県、岐阜県、京都府、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、山口県、愛媛県、高知県、福岡県、熊本県、宮崎県

○H30年度(20団体)

北海道、福島県、石川県、岐阜県、京都府、鳥取県、岡山県、山口県、高知県、福岡県、熊本県、宮崎県、沖縄県、上越市・阿賀町(新潟)、氷見市(富山)、池田町(福井)、長野市・白馬村(長野)、海士町(島根)

○R1年度(36団体)

北海道、岩手県、福島県、石川県、岐阜県、京都府、鳥取県、徳島県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、大館市(秋田)、利島村(東京)、上越市・阿賀町・粟島浦村(新潟)、氷見市・魚津市(富山)、池田町(福井)、長野市・伊那市(長野)、神河町(兵庫)、川上村(奈良)、海士町(島根)、宇部市・萩市・岩国市・長門市(山口)、松野町(愛媛)、宿毛市・香南市・香美市・東洋町・馬路村・中土佐町(高知)

○R2年度(17団体)

北海道、岩手県、鳥取県、大分県、沖縄県、利島村(東京)、阿賀町・粟島浦村(新潟)、長野市(長野)、白川村(岐阜)、蒲都市(愛知)、神河町(兵庫)、海士町(島根)、岩国市(山口)、香南市・東洋町・馬路村(高知)

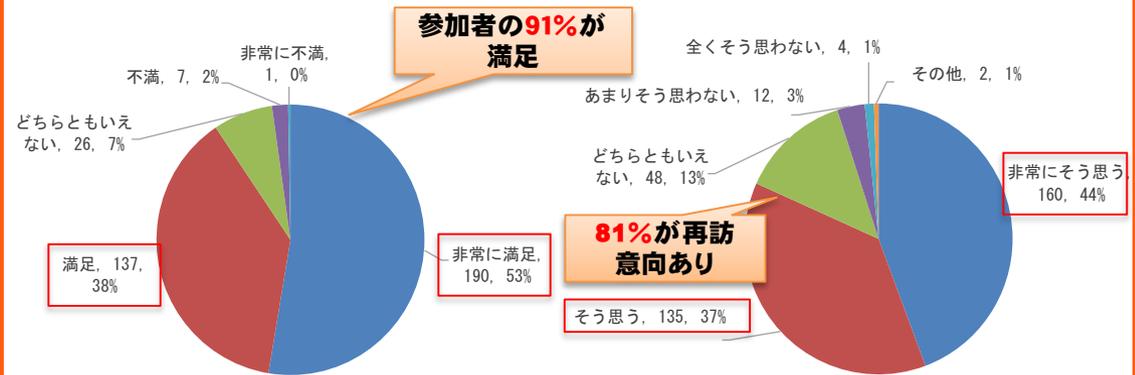
○R3年度(23団体)

北海道、岩手県、大分県、沖縄県、盛岡市(岩手)、気仙沼市(宮城)、利島村(東京)、阿賀町・粟島浦村(新潟)、氷見市・魚津市(富山)、長野市・大町市・伊那市(長野)、下呂市(岐阜)、川上村(奈良)、府中市(広島)、岩国市(山口)、須崎市・香南市・中土佐町・東洋町・馬路村(高知)

アンケート結果、参加者及び受入企業等の声

「ふるさとワーキングホリデー」の満足度

参加した地域への今後の継続的な訪問意向



実際に行ってみると思っていた以上に新しい人々との出会いや刺激に溢れていました。時間が許すなら理由がなくとも、ぜひ参加すべきと思います。

「ごっこ汁」の味や雪国での生活の知恵、価値観の違いによる町おこしの難しさなど、様々な人々との交流から多くのことを学びました。

従業員の仕事へのモチベーションのアップ。自社への誇りの形成などに効果があり、会社へのロイヤリティの向上が確認できました。また、社内のマンネリ化を防ぐことができ、フレッシュな気持ちで業務を遂行する姿が目立ちました。

ふるさとワーキングホリデー活用事例（令和3年度）

北海道 (幌加内町)

就労内容

観光振興業等（朱鞠内湖を中心とした観光振興事業）
内容：朱鞠内湖周辺施設管理運営（レクハウス（宿泊施設）、朱鞠内湖畔キャンプ場、ワカサギ漁等）

地域との関わり

- ・受入企業職員との交流
- ・役場職員（有段者）とのそば打ち交流
- ・地元アートデザイナーとの交流

人数・期間（実績）

2人
(R3.9.16~30)

その他（特記事項）

- ・コロナ禍の中での開催のため、地域住民との交流は控え、受入れ企業の職員や役場職員との交流がメインとなった。
- ・今年度初めて事業を実施したが、参加者からは本町の自然の豊かさを体験（体感）頂き、非常に好評であった。
- ・事業終了後も、受入れ企業との交流が続いている。関係人口の創出や拡大に繋がっている。

写真（体験イメージ）



※朱鞠内湖でのワカサギ漁体験(左)、幻の魚「イトウ」との遭遇(右)



宮城県 (気仙沼市)

就労内容

第一次産業・サービス業等
内容：酪農家や小売店、カフェ、託児所等 市内8箇所

地域との関わり

- ・気仙沼市内を案内する際に紹介する地元の人や移住者との繋がり
- ・滞在場所での地元客との交流

人数・期間（実績）

57人
(R3.6~12)

その他（特記事項）

- ・チーム制とすることで同じ時期に参加するワーホリ参加者同士の交流を生み出し、満足度向上に繋がった。
- ・事務局スタッフがゲストハウスでの共同生活を一緒に送ることで、信頼感を深め、参加後に移住等の相談に素早く乗ることができた。また、地元の人とワーホリ参加者が交流できるイベントなどを行った。
- ・語り部など震災の話を通じ、地元の人との対話が生まれ、その地域や人を知るきっかけになった。また、事務局スタッフが気仙沼の観光名所や気仙沼で活躍している人へと繋げ、今後は想定した深い交流の場を設計したことで参加者が地域に求められていることを感じる事ができた。
- ・本企画参加後に再び本市を訪れたリピーター6人が、同じ宿泊場所に泊まり、体験時お世話になった住民と交流した。
- ・ワーホリ体験を通じた移住者数3人、参加予定者数80人、計1,060泊（R4.3月まで）
- ・（質的ストーリー：地元での生活に物足りなさを感じ、自分の環境を変えたいと思っていたところに知人の紹介で気仙沼のふるさとワーホリに参加。架け橋や気仙沼での出会いを通じ、第2の居場所ができた。参加後地元に戻ったが、気仙沼で過ごしていた日々が自分らしく、誰かに必要とされていると感じ、連絡を取っていたスタッフに移住相談、かつ現地で交流のあった信頼できる人が滞在するシェアハウスの居住場所が決まり、移住に繋がった。）

写真（体験イメージ）



岩手県

就労内容

漁業（ホタテ養殖）、農業（ホップ/パドロン/ホワイトアスパラガス/パシル/ユリ栽培収穫）、畜産（乳牛飼育）、酒造（ワイン/日本酒）、観光（温泉/鉄道）、建設（測量）、まちづくり企画支援

地域との関わり

- ・参加者合同での県内ツアーの企画・実施
- ・事務局連携している盛岡市のまち歩きプログラムの実施
- ・受入先企業の従業員による地域案内や宿泊先からの情報提供

人数・期間（実績）

17人（R3.7~R4.1）
(ほか、10名がマッチング済み（R4.1~3実施予定）)

その他（特記事項）

- ・岩手県内の特色ある産業として、漁業や農業に加えて、地方鉄道や地域の建設コンサルタントなど、多様な受入先を設定。
- ・昨年度コロナ禍により受入中止となった方に今年度の募集を案内し、参加につながったケースがあった。
- ・岩手県のU・ターン支援窓口と連携して、移住・就職支援を継続。就職先の検討や企業見学への誘導などの支援を実施し、移住の具体化を目指している。
- ・自発的に、これまでの参加者と交流する「同窓会」を実施する企業や、岩手県内への就職活動の相談に応じる企業もあった。 ※年度別参加者の県内就職：R元年度3名、R2年度1名

写真（体験イメージ）



奈良県 (川上村)

就労内容

小売業（移動スーパー等）、観光業（養魚場、旅館）、木材加工業、飲食業

内容：『村の暮らしを支える』『村の観光を担う』『村の伝統を感じる』をテーマに村内事業者に従事しながら、川上村での暮らしを体験。

地域との関わり

- ・地域住民、地域おこし協力隊との交流
- ・地域事業者との交流

人数・期間（実績）

4人
(R3.8.19~8.28)

その他（特記事項）

- ・地域おこし協力隊が参加者に対し、動画制作方法をレクチャーするオープニングスクールを実施。
- ・参加者は、レクチャーされた動画制作方法を活用し、動画や写真を使って、SNSで村内事業者や村の様子を情報発信。
- ・コロナ禍での開催であり、積極的な地域交流は控えざるをえなかったが、川上村に短期滞在できる拠点があればと声が上がるほど参加者からの満足度は高かった。参加者は、過去の参加者や地域おこし協力隊も含めて、短期滞在しながら地域の人と交流できる場づくりを検討している。

写真（体験イメージ）



各都道府県地域の元気創造担当課 } 御中
各市区町村地域の元気創造担当課 }

総務省地域力創造グループ地域政策課

地域力創造に関する令和5年度当初予算案、令和4年度第2次補正予算及び令和5年度の地方財政措置の見通し等を踏まえた留意事項について

政府の令和5年度当初予算案につきましては令和4年12月23日に閣議決定され、令和4年度第2次補正予算につきましては令和4年12月2日に成立したところです。

地域力創造に関する令和5年度当初予算案、令和4年度第2次補正予算及び現段階における地方財政措置の見通し等を踏まえた留意事項について、下記のとおりお知らせします。

なお、総務省地域力創造グループでは、後述するローカルスタートアップ支援制度を含め、地域力創造に関する施策の説明を行う会議を全国10ブロックで開催することとしています。開催日時等については、「ローカルスタートアップ関連施策支援推進会議の開催について（依頼）」（令和4年12月27日付け事務連絡）でお知らせしておりますので、ご確認をお願いします。

本事務連絡は、財政担当部局及び市町村担当部局にも参考送付しておりますが、貴庁内で他に関係する部局がある場合は、共有をお願いします。下記事項についてご不明な点があれば、末尾に記載の担当までお問い合わせください。

記

1 ローカルスタートアップの推進

「ローカル 10,000 プロジェクト」を活用する事業を含め、地域資源を活用し地域課題の解決に資する地域密着型事業の創業を大幅に増加させるため、従来の措置に加え、事業の企画・立ち上げ、フォロワーアップ等の各段階において要する、法人設立、オフィス等の賃貸等の経費について、新たに特別交付税措置を講ずるとともに、既存の関連措置（地域おこし協力隊等に対する起業支援、

ふるさと納税を活用した起業支援等)と合わせて「ローカルスタートアップ支援制度」としてパッケージ化しました。

各地方公共団体におかれては、以下の事項に留意し、地域でのスタートアップを推進していただくようお願いいたします。

(1) 事業の企画段階

地方公共団体が実施する案件募集に要する経費について、新たに特別交付税措置を講ずることとしていること。

また、関係者の打合せに要する経費、創業支援等事業計画の作成に要する経費及び研修に要する経費について、引き続き特別交付税措置を講ずることとしていること。

(2) 事業の立ち上げ準備段階

法人設立、オフィスの賃貸等に要する経費について、新たに特別交付税措置を講ずることとしていること。

また、地域資源の発掘、活用方法の分析に要する経費及びビジネスモデル構築支援(調査・シミュレーション)に要する経費について、引き続き特別交付税措置を講ずることとしていること。

(3) 事業の立ち上げ段階

ア ローカル10,000プロジェクト

民間事業者の初期投資費用に対して地方公共団体が地域金融機関等の融資と協調して公費により助成する場合、「ローカル10,000プロジェクト」の対象として、地方公共団体の負担額について、引き続き国費により支援するともに、特別交付税措置を講ずることとしていること。

なお、日本政策金融公庫による融資及びふるさと融資を利用する場合の地方公共団体による融資を融資元に追加するとともに、ふるさと融資を利用する場合は、地方公共団体による地方債の利子負担及び連帯保証料の補助に対して、特別交付税措置を講ずることとしていること。

イ 地域おこし協力隊員等の起業・事業承継

地域おこし協力隊員等の起業・事業承継に要する経費について、隊員が早期から起業等の準備に着手することができるよう、特別交付税措置の対象期間を拡充することとしていること。

ウ ふるさと起業家支援プロジェクト

起業家の事業立ち上げに係る初期投資費用に対して地方公共団体がふるさと納税を財源に補助する金額を超えない範囲で行う補助等の経費について、引き続き特別交付税措置を講ずることとしていること。

エ その他

地域資源の商品化可能性調査に要する経費、地域内外での需要動向調査に要する経費、収支計画書及び初期投資計画書のシミュレーションに要する経費並びに実施計画書の作成に要する経費について、引き続き特別交付税措置を講ずることとしていること。

また、産業競争力強化法（平成25年法律第98号）に規定する創業支援等事業計画に位置づけられている事業で地域の資源と資金を活用した事業を立ち上げる事業者に対して、地方公共団体が出資するために借り入れた地方債の利子負担について、引き続き特別交付税措置を講ずることとしていること。

(4) 事業の立ち上げ後のフォローアップ段階

事業の分析や再構築等、フォローアップに要する経費について、新たに特別交付税措置を講ずることとしていること。

2 地域おこし協力隊の強化

現役隊員数を令和8年度までに1万人とする目標の達成に向けて、地域おこし協力隊の取組を更に強化するため、令和5年度より、地域おこし協力隊の「受入サポートプラン」として隊員の募集から任期終了後の定住までの段階に応じた特別交付税措置の拡充を行い、隊員・地方公共団体双方に対するサポートの充実を図ることとしています。

各地方公共団体におかれては、以下の事項に留意し、地域おこし協力隊を積極的に受け入れていただくとともに、サポート体制を強化していただくようお願いいたします。

(1) 地域おこし協力隊に係る地方交付税措置

ア 隊員の募集・受入

新規採用者数を増加させるため、地方公共団体において募集の企画力やP

Rを強化することができるよう、地域おこし協力隊員の募集等に要する経費について、特別交付税措置の上限を引き上げることとしていること。

また、「おためし地域おこし協力隊」や「地域おこし協力隊インターン」に要する経費について、引き続き特別交付税措置を講ずることとしていること。

イ 隊員の活動期間中

任期途中の退任者を減少させるため、市町村が隊員のサポート体制を十分に確保することができるよう、市町村における隊員の日々のサポートに要する経費について、新たに特別交付税措置を講ずることとしていること。

また、地域おこし協力隊員の活動に要する経費については、引き続き特別交付税措置を講ずることとしていること。

ウ 隊員の任期終了後

地域おこし協力隊員等の起業・事業承継に要する経費について、隊員が早期から起業等の準備に着手することができるよう、特別交付税措置の対象期間を拡充することとしていること（再掲）。

また、任期終了後の隊員が定住するための空き家の改修に要する経費について、引き続き特別交付税措置を講ずることとしていること。

エ 都道府県の取組

都道府県が実施する地域おこし協力隊向けの研修等に要する経費、地域おこし協力隊員OB・OGを活用した現役隊員向けのサポート体制の整備に要する経費について、引き続き地方交付税措置を講ずることとしていること。

(2) 令和5年度当初予算案における実施予定事業

令和5年度当初予算案においては、令和4年度に引き続き以下の事業等を実施することとしているほか、新規事業として「地域おこし協力隊アドバイザー（仮称）の派遣」及び「地域おこし協力隊全国ネットワーク（仮称）の立ち上げ支援」を行うこととしており、詳細は今後決定次第お知らせすることとしていること。

- ・ 「地域おこし協力隊全国サミット」の開催
- ・ メディアやSNS等を活用した制度周知
- ・ 「地域おこし協力隊サポートデスク」等による相談体制の確保

- ・ 各種研修会等の実施
 - ・ 「ビジネスサポート事業」等の実施
 - ・ OB・OGネットワークづくりの推進・強化
- 3 地方への人の流れの創出・拡大と地域の人材力の強化
各地方公共団体におかれは、以下の事項に留意し、地方への人の流れの創出・拡大と地域の人材力の強化に取り組んでいただくようお願いいたします。

(1) 移住・定住対策 ステップ別支援パッケージ

地方公共団体が実施する移住・定住対策に要する経費について、移住先の情報収集から移住後の定住・定着に至るまでの各段階に応じて、引き続き特別交付税措置を講ずることとしていること。なお、「移住・交流情報ガーデン」の活用など、既存の関連施策を合わせて総合的な移住・定住対策としてパッケージ化しているところであり、各地域の実情に応じ、地方への移住・交流の推進に積極的に取り組んでいただきたいこと。

(2) 関係人口の創出・拡大

関係人口の創出・拡大等の取組に対して、引き続き地方交付税措置を講ずるとともに、「『関係人口』ポータルサイト」を通じて、関係人口が継続的により深く地域に関わるために参考となる事例の充実やノウハウ等の横展開等を図ることとしていること。

(3) 地域活性化起業者（企業人材派遣制度）

三大都市圏に所在する民間企業等の社員を地域活性化起業者として一定期間受け入れ、そのノウハウや知見を活かしながら地域独自の魅力や価値の向上等の地域活性化に取り組む場合、派遣元企業に対する負担金など地域活性化起業者の受入に要する経費等について、引き続き特別交付税措置を講ずることとしていること。

(4) 地域プロジェクトマネージャー

「地域プロジェクトマネージャー」を任用して地域活性化に取り組み場合、その報償費等について、引き続き特別交付税措置を講ずることとしていること。

(5) サテライトオフィスのマッチング支援

地方公共団体が、都市部企業等のサテライトオフィスの誘致に取り組み場合、都市部企業等の社員等が試行的に勤務するためのオフィスの執務環境の用意などおとし勤務の受入に要する経費等について、引き続き特別交付税措置を講ずることとしているほか、サテライトオフィスの誘致に取り組み地方公共団体と都市部のサテライトオフィス開設に前向きな企業等との交流の機会を創出する「サテライトオフィス・マッチングセミナー」を開催する予定であること。

(6) ふるさとワーキングホリデー

都市部の人たちが一定期間地方に滞在し、働いて収入を得ながら、地域住民との交流や学びの場などを通じて地域での暮らしを体感する「ふるさとワーキングホリデー」の実施に要する経費について、引き続き特別交付税措置を講ずることとしていること。

(7) 子ども農山漁村交流プロジェクト

地方公共団体が負担する「子ども農山漁村交流プロジェクト」の実施に要する経費について、引き続き特別交付税措置を講ずることとしていること。

(8) 地域力創造アドバイザー

地域力創造アドバイザー（「地域人材ネット」登録者）を招へいし、地域独自の魅力や価値を向上させせる取組を行う際に要する経費について、引き続き特別交付税措置を講ずることとしていること。

(9) 都道府県過疎地域等政策支援員

過疎地域の持続的発展に資する多様な人材を確保・育成するため、都道府県が専門人材を雇用又は委託し、域内の過疎地域その他の条件不利地域を有する複数の市町村に対して支援を行う経費について、引き続き特別交付税措置を講ずることとしていること。

(10) 地域企業人材支援事業

地域の多様な人材と、人手不足に悩む地域の企業等を効果的にマッチングする事業に要する経費について、引き続き特別交付税措置を講ずることとしていること。

4 自治体DX・地域社会のデジタル化の推進

各地方公共団体におかれては、以下の事項に留意し、自治体DX・地域社会のデジタル化に取り組んでいただくようお願いいたします。

(1) 自治体DXの推進

地方公共団体が重点的に取り組むべき事項や国による支援策等を取りまとめた「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画【第2.0版】」や、地方公共団体がDXを推進するに当たって想定される一連の手順を定めた「自治体DX推進手順書」について、引き続き、国の取組の進捗等を踏まえて見直しを行っていくこととしているため、これらを踏まえて、着実に取組を進めていただきたいこと。

(2) デジタル人材の確保・育成の推進

地方公共団体情報システムの標準化・共通化をはじめ、地方公共団体におけるデジタル化は喫緊の課題であり、その推進を支えるデジタル人材の確保・育成について、以下の事項を踏まえて、積極的に取り組んでいただきたいこと。

ア デジタル人材の確保・育成に係る特別交付税措置

都道府県や連携中枢都市等における市町村支援のためのデジタル人材の確保に要する職員の人件費や市町村負担金等のほか、地方公共団体におけるデジタル化の取組の中核を担う職員（DX推進リーダー）の育成に要する経費について、新たに特別交付税措置を講ずることとしていること。

また、市町村がCIO補佐官等として外部人材の任用等を行うための経費に係る特別交付税措置について、措置率を引き上げることとしていること。

イ 「経営・財務マネジメント強化事業」による地方公共団体におけるDXの取組の支援

令和5年度より、総務省・地方公共団体金融機構の共同事業である「経営・財務マネジメント強化事業」において、新たに地方公共団体のDXの取組を支援するための専門アドバイザーを派遣（派遣経費は地方公共団体金融機構が負担）することとしていること。

ウ 地方公共団体情報システム機構・自治大学校等における研修メニュウの充実

地方公共団体情報システム機構・自治大学校・市町村アカデミー・国際文化アカデミーにおける地方公共団体職員向けの研修メニュウの充実を図るべく、各研修機関との調整を進めており、詳細は今後決定次第お知らせすることとしていること。

エ 「自治体DX推進手順書参考事例集」のバージョンアップ

先進団体におけるデジタル人材の確保・育成に係る参考事例の横展開を図るため、「自治体DX推進手順書参考事例集【第1.0版】」をバージョンアップし、新たに「人材確保・育成参考事例集」等を作成・公表する予定であるので、参考にしていただきたいこと。

オ 地方公共団体におけるデジタル人材の確保支援事業

令和5年度当初予算案において、新たに、地方公共団体におけるデジタル人材の確保に向けた民間人材サービス会社と連携した伴走支援等を実施するための経費を盛り込んでおり、詳細は今後決定次第お知らせすることとしていること。

(3) 地域社会のデジタル化の推進

ア 地域デジタル社会推進費

地方公共団体が、地方が抱える課題をデジタル実装を通じて解決し、すべての地域がデジタル化によるメリットを享受できる地域社会のデジタル化を一層推進できるよう、地方財政計画の歳出において、「地域デジタル社会推進費」（2,000億円）について、事業期間を令和7年度まで延長するとともに、マイナンバーカード利活用特別分として、令和5年度及び令和6年度は500億円増額することとしていること。

イ 自治体マイナポイント事業

自治体マイナポイント事業を実施するに当たり必要となる準備経費（地方公共団体のシステム改修に要する経費、申込支援・広報等に要する経費、決済事業者のシステム改修に要する経費等を予定）について、新たに国費により支援することとしていること。

なお、自治体マイナポイント事業におけるポイント原資については、引き

続き、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等を活用可能であること。

ウ 「地域社会のデジタル化に係る参考事例集」の充実化

各地方公共団体の創意工夫を生かしたデジタル実装の取組の横展開をより一層促進するため、「地域社会のデジタル化に係る参考事例集【第2.0版】」について、各地方公共団体における取組状況を踏まえつつ、事例の追加等の充実化を行っていくこととしているので、参考にしていただきたいこと。

(4) その他

以下の事項を踏まえて、地域の情報化推進に向けた取組を進めていただきたいこと。

ア 統合型地理情報システム（統合型GIS）の導入

統合型地理情報システム（統合型GIS）の導入に必要な共用空間データの整備等に要する経費について、引き続き特別交付税措置を講ずることとしていること。

イ ケーブルテレビ・コミュニティ放送公共利用事業

ケーブルテレビの公共情報専用チャンネル又はコミュニティ放送により、公共情報番組の放送を実施する場合における、公共情報番組の制作及び放送に要する経費について、引き続き特別交付税措置を講ずることとしていること。

ウ ラジオ難聴解消対策

地方公共団体における、ラジオ難聴解消対策であって民放ラジオ難聴解消支援事業に該当しないものに要する経費及び無線システム普及支援事業等補助金の交付を受けて行う民放ラジオ難聴解消支援事業に要する経費について、引き続き特別交付税措置を講ずることとしていること。

エ 地域文化デジタル化事業に基づくコンテンツ作成

地域文化デジタル化事業に基づく文化財等に係るデジタルコンテンツの作成に要する経費について、引き続き特別交付税措置を講ずることとしている

こと。

オ 携帯電話等エリア整備事業

地方公共団体が実施する携帯電話等エリア整備事業に要する経費について、引き続き特別交付税措置を講ずることとしていること。

5 地域コミュニティの活性化と暮らしやすい地域づくり

各地方公共団体におかれては、以下の事項に留意し、地域コミュニティの活性化と暮らしやすい地域づくりに取り組んでいただくようお願いいたします。

(1) 住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等

地域運営組織が高齢者交流、声かけ・見守り、買物支援、子ども食堂等の居場所づくりや交流の場の確保等に持続的に取り組めるよう、地域運営組織に対する設立運営支援に要する経費について、引き続き地方交付税措置を講ずることとしていること。

(2) 地域運営組織の経営力強化

自主事業の実施による収入の確保等地域運営組織の経営力強化に要する経費について、引き続き特別交付税措置を講ずることとしていること。

(3) 特定地域づくり事業協同組合

ア 運営安定化支援

都道府県知事の認定を受けた特定地域づくり事業協同組合の運営費（派遣職員人件費及び事務局運営費）について、特定地域づくり事業推進交付金により支援するとともに、その地方負担について、引き続き特別交付税措置を講ずることとしていること。

イ 設立支援

都道府県知事の認定を受けた特定地域づくり事業協同組合に対して市町村が行う設立支援に要する経費について、引き続き特別交付税措置を講ずることとしていること。

(4) 集落支援員

地方公共団体が集落支援員を設置し、集落への「目配り」としての集落巡

回や現状把握、今後あるべき姿の話し合い等を実施する際に要する経費について、引き続き特別交付税措置を講ずることとしていること。

(5) 高齢者等の雪下ろし支援

雪下ろしが困難な世帯に対する支援や雪下ろし時の安全対策の普及啓発に要する経費について、引き続き特別交付税措置を講ずることとしていること。

(6) 音声標識ガイド装置の設置

公共施設及び公用施設において音声標識ガイド装置の設置に要する経費について、引き続き特別交付税措置を講ずることとしていること。

(7) 国土保全対策

上下流の地方公共団体の話し合いに基づき、水資源維持等のための下流団体が行う負担、分取林契約等に要する経費について、引き続き特別交付税措置を講ずることとしていること。

6 定住自立圏構想の推進と活気あるまちづくり

各地方公共団体におかれては、以下の事項に留意し、定住自立圏構想の推進と活気あるまちづくりに取り組んでいただくようお願いいたします。

(1) 定住自立圏構想の推進

定住自立圏構想については、地域住民の生活実態やニーズに応じ圏域ごとにその生活に必要な機能を確保し、圏域全体の活性化を図る取組を支援するため、定住自立圏共生ビジョンを策定した中心市及びその近隣市町村の取組に対して、引き続き地方財政措置を講ずることとしていること。

また、令和4年度第2次補正予算において、既に地域的な一体感が醸成されている連携中枢都市圏や定住自立圏において、マイナバンカードの広域利用を通じ、圏域内市町村が住民サービス等の向上や地域経済の活性化を図るために実施するモデル的な取組を促進するための経費を計上しており、詳細は今後決定次第お知らせすることとしていること。

(2) 中心市街地再活性化対策

ア 中心市街地再活性化特別対策事業

中心市街地再活性化のために行う施設整備等に対して、引き続き地方財政

措置を講ずることとしていること。

イ 中心市街地活性化ソフト事業

中心市街地活性化のために行うソフト事業に要する経費について、引き続き特別交付税措置を講ずることとしていること。

(3) 空き家対策

地方公共団体が行う空き家対策の取組に要する経費について、引き続き特別交付税措置を講ずることとしていること。

(4) 所有者不明土地等対策

地方公共団体が行う所有者不明土地等対策の取組に要する経費について、引き続き特別交付税措置を講ずることとしていること。

(5) PPP/PPF I の導入促進

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）」に基づいて地方公共団体が実施する事業に要する経費について、引き続き地方交付税措置を講ずることとしていること。

なお、地方交付税措置の具体的な内容については、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）」に基づいて地方公共団体が実施する事業に係る地方財政措置について」（平成12年3月29日付け自治省財政局長通知）を参考にさせていただきたいこと。

7 脱炭素に向けたエネルギーの地産地消の推進

地球温暖化対策計画や地域脱炭素ロードマップ等に基づき、エネルギーの地産地消を進めるため、地方公共団体のマスタープラン等の策定支援や、関係省庁と連携して、マスタープランの策定から事業化までの徹底したアドバイザー等を実施する「分散型エネルギーインフラプロジェクト」を引き続き実施することとしています。

各地方公共団体におかれは、以下の事項に留意し、脱炭素に向けたエネルギーの地産地消の取組を推進していただくようお願いいたします。

(1) 計画段階に係る支援

地方公共団体を核として、需要家、地域エネルギー会社及び金融機関等、地域の総力を挙げて、バイオマス、廃棄物等の地域資源を活用した地域エネルギー事業を立ち上げるエネルギー供給事業導入計画（マスタープラン）の策定に要する経費について、引き続き国費により支援することとしていること。

また、資源賦存量調査等に要する経費やマスタープランの策定に要する経費（国等により別途、補助金、委託費等が支給されている取組に要する経費を除く。）について、引き続き特別交付税措置を講ずることとしていること。

（2）事業化段階に係る支援

ローカル 10,000 プロジェクトにおいて、「脱炭素に関する地域再エネの活用等」に関する事業について交付率のかさ上げを行っていること。

また、関係省庁と連携して、補助金の優先採択等を行っていること。

なお、地方公共団体が公共施設等の脱炭素化のための地方単独事業を計画的に実施できるよう、令和5年度地方財政対策において、新たに「脱炭素化推進事業費（仮称）」が計上され、脱炭素化推進事業債（仮称）が創設されている。併せて、地方公営企業の脱炭素化の取組についても、公営企業債（脱炭素化推進事業）を充当できるととされている。売電を主たる目的とする事業は対象外となるが、マスタープランの事業化にあたり、これらの地方債の活用も考え得ること。

（3）人材面からの地域脱炭素支援

地域脱炭素の実現を人材面から支援するため、関係省庁と連携して、地域に不足している専門知識を有する外部専門家を紹介するほか、外部専門家を招へいする際の費用について、引き続き国費により支援することとしていること。

8 過疎地域の持続的発展の支援

過疎地域を有する地方公共団体等におかれては、以下の事項に留意し、過疎地域の持続的発展に向けた取組を実施するようお願いいたします。

（1）過疎地域の持続的発展に向けた取組への支援

個性を活かした地域づくりに必要な人材を育成するとともに、地域の課題解決のための技術の活用や地方への新たな人の流れを促進するため、人材育

成やICT等技術の活用、団地造成や空き家を活用した住宅の整備等に関する取組について、引き続き過疎地域持続的発展支援交付金により支援することとしていくこと。

(2) 集落ネットワーク圏形成の推進

「集落ネットワーク圏」（小さな拠点）において、生活支援や「なりわい」の創出等の地域課題の解決に資する取組について、引き続き過疎地域持続的発展交付金により幅広く支援することとしていること。特に、専門人材やICT等技術を活用する場合には、上乘せ支援することとしていること。

(3) 税制特例措置及び地方税の課税免除等に係る減収補填措置

半島振興法（昭和60年法律第63号）・離島振興法（昭和28年法律第72号）・奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）に基づく税制特例措置等の対象地区と、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号。以下「過疎法」という。）に基づく税制特例措置等の対象地区が重複する地区においては、令和5年4月以降、過疎法に基づく税制特例措置等のみが適用されることに伴い、重複地区を有する市町村と当該市町村の属する都道府県においては、令和4年度中に過疎地域持続的発展市町村計画の変更、地方税の課税免除等に関する条例の規定の整備を行っていただく必要があること。

9 地域の国際化の推進

各地方公共団体におかれは、以下の事項に留意し、JETプログラムの活用及び多文化共生の推進等地域の国際化の推進に取り組んでいただくようお願いいたします。

(1) 外国青年等の活用

ア 語学指導等を行う外国青年招致事業（JETプログラム）

JETプログラムの参加者の任用に要する経費、JETプログラムの経験者との交流・ネットワーク構築に要する経費及びJETプログラムコーディネーターの活用等に要する経費について、引き続き地方交付税措置を講ずることとしていること。

また、私立学校におけるJETプログラムの参加者の雇用に係る助成経費について、引き続き特別交付税措置を講ずることとしていること。

- イ 地域の国際交流に基づいて招致した外国語指導助手等の活用
- 外国自治体との自治体間交流に基づいて招致した外国籍の外国語指導助手等の活用に必要な経費について、引き続き地方交付税措置を講ずることとしていること。
- また、姉妹校提携など外国自治体等との各種分野における交流に基づいて招致した外国籍の外国語指導助手等の活用に必要な経費についても、地方交付税措置の対象とすることとしていること。

ウ J E T 地域国際化塾

地域で生活する J E T プログラム参加者及び J E T プログラム経験者が、地域の国際化の取組に、より一層貢献し、力強い「日本のサポーター」として活躍してもらうことを目的として、地方公共団体・地域づくり関係者との交流の場である「J E T 地域国際化塾」について、引き続き国費により実施することとしていること。

(2) 地域における多文化共生の推進

ア 多文化共生施策の推進

外国人の相談ニーズに適切に対応するための行政・生活情報の多言語化や生活オリエンテーション等の実施、災害時における外国人への情報伝達・外国人向け防災対策等、地域における多文化共生の推進に要する経費について、引き続き地方交付税措置を講ずることとしていること。

また、国の交付金を受けて行う一元的相談窓口の設置及び地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業の地方負担について、引き続き地方交付税措置を講ずることとしていること。

なお、今通常国会において、日本語教師の新たな資格制度及び日本語教育機関の水準の維持向上を図るための認定制度を創設する法律案が提出される予定であること。

イ 定住外国人子弟等就学支援

定住外国人子弟等に対する学習指導、授業料軽減のための助成、相談窓口・ホームページの開設等の就学支援策に必要な経費について、引き続き地方交付税措置を講ずることとしていること。

(3) 国際交流

ア 中南米日系社会と国内自治体との連携促進事業

中南米諸国における自治体ゆかりのコミュニティの新たな担い手育成に向け、若い世代の日系人や留学・就業経験等により日本と関係のある現地人材との交流を強化・促進するための調査委託事業について、引き続き国費により実施することとしていること。

イ 姉妹都市交流

姉妹都市提携の締結に係る活動経費及び姉妹都市等との継続的交流に要する経費について、引き続き地方交付税措置を講ずることとしていること。

ウ 地域国際化協会

地域の国際交流を推進する中核的民間組織である地域国際化協会の活動の支援に要する経費について、引き続き地方交付税措置を講ずることとしていること。

また、地域国際化協会に対する出資金に充てるため平成20年度までに借り入れた地方債の償還金利子について、引き続き特別交付税措置を講ずることとしていること。

エ 留学生支援

留学生に対する奨学金の交付、カウンセリング、宿舎の情報提供等の支援に要する経費について、引き続き地方交付税措置を講ずることとしていること。

オ 地域の国際化推進における国際的な人の往来に伴う新型コロナウイルス感染症対策

地方公共団体の業務に従事しようとする外国人が本邦に入国するために必要な新型コロナウイルス感染症対策及びそのまん延防止のための措置に要する経費について、引き続き特別交付税措置を講ずることとしていること。

(4) 地方公共団体における国際的な人材育成等

ア 職員海外派遣

地方公務員海外派遣プログラムをはじめとした地方公共団体職員等の海外派遣等に要する経費について、引き続き地方交付税措置を講ずることとして

いること。

イ 海外研修生受入等

L G O T P（自治体職員協力交流事業）をはじめとした海外からの研修生受入事業等に要する経費について、引き続き地方交付税措置を講ずることとされていること。

(5) 外国人材の活用及びインバウンドの促進等による地域活性化

ア J E T 地域国際化塾（再掲）

地域で生活する J E T プログラム参加者及び J E T プログラム経験者が、地域の国際化の取組に、より一層貢献し、力強い「日本のサポーター」として活躍してもらうことを目的として、地方公共団体・地域づくり関係者との交流の場である「J E T 地域国際化塾」について、引き続き国費により実施することとしていること。

イ 観光立国推進対策

宣伝・広告、観光案内所の管理・運営、人材育成等の訪日外国人旅行者を対象とした取組に要する経費について、引き続き地方交付税措置を講ずることとしていること。

地域力創造グループ施策担当者一覧 ①

項目番号	施策名	担当課室	担当者	電話番号
1-(1) ~(3)-ア	ローカルスタートアップの推進(ローカル10,000プロジェクト等)	地域政策課	酒川、珠山、林、 笹波	03-5253-5523
1-(3)-イ	地域おこし協力隊員等の起業・事業承継	地域自立応援課	深野、民谷、橋口、 宮津	03-5253-5394
1-(3)-ウ	ふるさと起業家支援プロジェクト	地域政策課	酒川、林、笹波	03-5253-5523
1-(3)-エ前段 1-(4)	ローカルスタートアップによる事業立ち上げの推進	地域政策課	酒川、林、笹波	03-5253-5523
1-(3)-エ後段	地域資源活用出資債	地域政策課	酒川、笹波、林	03-5253-5523
18 2	地域おこし協力隊	地域自立応援課	深野、民谷、橋口、 宮津	03-5253-5394
3-(1)	移住・定住対策 ステップ別支援パッケージ	地域自立応援課	中原、滝本	03-5253-5392
3-(2)	関係人口の創出・拡大	地域自立応援課	中村、宮津	03-5253-5391
3-(3)	地域活性化起業人(企業人材派遣制度)	地域自立応援課	中村、橋口、民谷	03-5253-5394
3-(4)	地域プロジェクトマネージャー	地域自立応援課	中村、西野、宮津	03-5253-5391
3-(5)	サテライトオフィスのマッチング支援	地域自立応援課	中原、宮津	03-5253-5392
3-(6)	ふるさとワーキングホリデー	地域政策課	近藤、武田	03-5253-5523
3-(7)	子ども農山漁村交流プロジェクト	人材力活性化・連携交流室	深野、飛龍	03-5253-5394
3-(8)	地域力創造アドバイザー	人材力活性化・連携交流室	中原、北島	03-5253-5392
3-(9)	都道府県過疎地域等政策支援員	過疎対策室	高野	03-5253-5536
3-(10)	地域企業人材支援事業	地域政策課	生田、小谷	03-5253-5523

地域力創造グループ施策担当者一覧 ②

項目番号	施策名	担当課室	担当者	電話番号
4-(1)	自治体DXの推進	地域情報化企画室	岩熊	03-5253-5525
4-(2)-ア	デジタル人材の確保・育成に係る特別交付税措置	地域情報化企画室	岩熊	03-5253-5525
4-(2)-イ	「経営・財務マネジメント強化事業」による地方公共団体におけるDXの取組の支援	地域情報化企画室	岩熊	03-5253-5525
4-(2)-ウ	地方公共団体情報システム機構・自治大学校等における研修メニューの充実	地域情報化企画室	岩熊	03-5253-5525
4-(2)-エ	「自治体DX推進手順書参考事例集」のバージョンアップ	地域情報化企画室	岩熊	03-5253-5525
4-(2)-オ	地方公共団体におけるデジタル人材の確保支援事業	地域情報化企画室	三輪、岩熊	03-5253-5525
4-(3)-ア	地域デジタル社会推進費	地域情報化企画室	岩熊	03-5253-5525
4-(3)-イ	自治体マイナポイント事業	マイナポイント施策推進室	作井、武藤、岡本	03-5253-5585
4-(3)-ウ	「地域社会のデジタル化に係る参考事例集」の充実化	地域情報化企画室	岩熊	03-5253-5525
4-(4)-ア	統合型地理情報システム(統合型GIS)の導入	地域情報化企画室	大地	03-5253-5525
4-(4)-イ	ケーブルテレビ・コミュニティ放送公共利用事業	地域情報化企画室	岡本	03-5253-5525
4-(4)-ウ	ラジオ難聴解消対策	地域情報化企画室	大地	03-5253-5525
4-(4)-エ	地域文化デジタル化事業に基づくコンテンツ作成	地域情報化企画室	井上	03-5253-5525
4-(4)-オ	携帯電話等エリア整備事業	地域情報化企画室	大地	03-5253-5525

地域力創造グループ施策担当者一覧 ③

項目番号	施策名	担当課室	担当者	電話番号
5-(1)	住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等	地域振興室	寺坂	03-5253-5533
5-(2)	地域運営組織の経営力強化	地域振興室	寺坂	03-5253-5533
5-(3)	特定地域づくり事業協同組合	地域振興室	来島	03-5253-5534
5-(4)	集落支援員	過疎対策室	福坪	03-5253-5536
5-(5)	高齢者等の雪下ろし支援	地域振興室	来島	03-5253-5534
5-(6)	音声標識ガイド装置の設置	地域政策課	酒川、笹波、林	03-5253-5523
5-(7)	国土保全対策	地域振興室	来島	03-5253-5534
6-(1)	定住自立圏構想の推進	地域自立応援課	中村、民谷	03-5253-5394
6-(2)	中心市街地再活性化対策	地域振興室	飛龍	03-5253-5533
6-(3)	空き家対策	地域振興室	植田	03-5253-5534
6-(4)	所有者不明土地等対策	地域振興室	植田	03-5253-5534
6-(5)	PPP/PFIの導入促進	地域振興室	植田、西野	03-5253-5534
7	脱炭素に向けたエネルギーの地産地消の推進(分散型エネルギーインフラプロジェクト等)	地域政策課	渡部、巢山	03-5253-5523
8-(1)	過疎地域の持続的発展に向けた取組への支援	過疎対策室	仁木、高野、内藤	03-5253-5536
8-(2)	集落ネットワーク圏形成の推進	過疎対策室	仁木、福坪	03-5253-5536
8-(3)	税制特例措置及び地方税の課税免除等に係る減収補填措置	過疎対策室	高野	03-5253-5536

20

地域力創造グループ施策担当者一覧 ④

項目番号	施策名	担当課室	担当者	電話番号
9-(1)-ア	語学指導等を行う外国青年招致事業(JETプログラム)	国際室	蓮見、唐牛 ^{からうじ}	03-5253-5527
9-(1)-イ	地域の国際交流に基づいて招致した外国語指導助手等の活用	国際室	蓮見、唐牛	03-5253-5527
9-(1)-ウ	JET地域国際化塾	国際室	大橋、唐牛	03-5253-5527
9-(2)-ア	多文化共生施策の推進	国際室	大橋、片岡	03-5253-5527
9-(2)-イ	定住外国人子弟等就学支援	国際室	大橋、寺田	03-5253-5527
9-(3)-ア	中南米日系社会と国内自治体との連携促進事業	国際室	蓮見、寺田	03-5253-5527
21 9-(3)-イ	姉妹都市交流	国際室	蓮見、寺田	03-5253-5527
9-(3)-ウ	地域国際化協会	国際室	蓮見、寺田	03-5253-5527
9-(3)-エ	留学生支援	国際室	蓮見、寺田	03-5253-5527
9-(3)-オ	地域の国際化推進における国際的な人の往来に伴う新型コロナウイルス感染症対策	国際室	蓮見、唐牛	03-5253-5527
9-(4)-ア	職員海外派遣	国際室	蓮見、唐牛	03-5253-5527
9-(4)-イ	海外研修生受入等	国際室	蓮見、唐牛	03-5253-5527
9-(5)-ア	JET地域国際化塾(再掲)	国際室	大橋、唐牛	03-5253-5527
9-(5)-イ	観光立国推進対策	国際室	蓮見、寺田	03-5253-5527

各都道府県総務部長 殿
(財政担当課・人事担当課・市区町村担当課扱い)
各市区町村総務部長 殿
(財政担当課・人事担当課・総務担当課扱い)

総務省地域力創造グループ地域政策課長

「旧統一教会」問題・相談集中強化期間における相談対応への
適切な対応について (依頼)

11月10日に開催された第3回「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議において、別添1のとおり、「被害者の救済に向けた総合的な相談体制の充実強化のための方策」がとりまとめられ、今後の取組として、別添2のとおり、11月14日から合同電話相談窓口の機能等を継承した対応窓口を法テラスに設置することとされました。

これを受け、別添3～6のとおり、関係省庁より、適切な対応を依頼する通知が発出されております。

また、消費者庁から都道府県・政令市消費者行政担当者宛に同様の内容がメールで送られていると承知しています。

つきましては、貴団体におかれましても、庁内の関係部局間で連絡を密にしただき、貴団体における相談対応について、これら通知への適切なご対応をお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づき技術的な助言であることを申し添えます。

別添3～6は添付省略。

別添3：「旧統一教会」問題合同電話相談窓口の終了等について（厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課虐待防止対策推進室事務連絡）

別添4：「旧統一教会」問題・被害者の救済に向けた総合的な相談体制の充実強化のための方策に伴う相談対応について（協力依頼）（厚生労働省社会・援護局保護課、地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡）

別添5：「旧統一教会」問題・被害者の救済に向けた総合的な相談体制の充実強化のための方策に伴う相談対応について（厚生労働省社会・援護局障害福祉部精神・障害保健課心の健康支援室事務連絡）

別添6：「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議の結果を踏まえた児童生徒等の教育相談等の取組について（通知）（文部科学省初等中等教育局児童生徒課長、初等中等教育局修学支援・教材課長、高等教育局学生支援課長及び総合教育政策局生涯学習推進課長通知）

※いずれも令和4年11月10日付け

1 法テラスの抜本的な充実・強化

(1) 概要

- 「合同電話相談窓口」の機能等を継承した**対応窓口の設置**（11月14日から）
- 日本弁護士連合会との連携に基づく**経験・理解のある弁護士**の紹介
- **民事法律扶助**（資力の乏しい方への無料法律相談・弁護士費用等の立替え）の積極的な活用
- **心理専門職等を活用したワンストップ型相談会等**の実施

(2) 充実・強化に向けた体制整備等

- **フリーダイヤル**による対応等の相談受付方法の充実強化
- 各取組を推進するための**対応部署の新設と心理専門職等の配置**
- 法テラスを中核とした**関係機関・団体のネットワーク化**による総合的な相談体制の構築
- **データの収集・分析**（2世・3世信者の実態把握も含む）⇒ 相談対応機関と**共有**
- **関係省庁連絡会議**を通じ、総合的解決や更なる取組強化に向けた**体制・環境の整備**

2 消費生活相談等の強化

- 相談対応に当たたる**消費生活相談員等のスキル向上・研修**
- SNSを活用した**消費生活センター等の周知、注意喚起や情報発信、消費者教育の取組強化**
- **裁判外紛争解決手続（ADR）**の充実

3 警察による適切な関与

- 相談対応の充実・強化＝迅速・確実な**組織対応の徹底、関係機関・団体との一層緊密な連携**
- 刑罰法令に抵触する行為が認められる場合、**法と証拠に基づき、迅速かつ適正に捜査**

4 精神的・福祉的支援の充実

- **精神福祉保健センター**における**相談や精神科医療機関の紹介対応**の推進
- **生活困窮者自立支援**
 - ・ **ハローワーク等**との連携や自立相談支援機関の**就労支援員による支援等**
 - ・ 学習支援、育成環境改善の助言、進路選択に関する情報提供等の**こどもの学習・生活支援**
- **孤独・孤立対策ウェブサイト**の**チャットボットの充実**
- **関係機関・団体と法テラス（心理専門職等を配置）との連携強化**

5 こども・若者の救済

- (1) **虐待、いじめ、貧困等の具体的事象の発見**
 - **市町村及び児童相談所**における**虐待対応（Q&Aの作成、SNS相談の整備）**
 - **スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー**による支援の推進
 - **法務局**における**こどもの人権擁護活動の強化（SOSミニレター、SNSによる人権相談等）**
 - **「見守りネットワーク」（消費者安全確保地域協議会）**に関する**財政支援、担い手の養成講座**の実施
 - **大学生協と連携した靈感商法等の情報提供**
 - **チャットボット等、若年層に親しみやすいデジタル技術を活用した周知・啓発**
- (2) **心のケア、学習・生活支援等**
 - **スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー**による取組の推進（再掲）
 - **精神福祉保健センター**の取組の推進（再掲）
 - **ハローワーク等**を通じた**就労支援、高等教育の修学支援新制度等**を通じた**修学支援、生活困窮者自立支援**における**こどもの学習・生活支援**（再掲）
- (3) **教育の充実**
 - **人権擁護機関**による**「人権教室」、出前講座等の消費者教育**（再掲）

6 その他

- 在外邦人の保護（在外公館における**相談・支援**）、「所在調査」に関する周知・広報・情報収集
- **行政相談**における**対応、地方公共団体との連絡調整**
- 現行法を活用した**法的整理のQ&Aの更新・周知**／○ **各種研修等の実施**（オンラインも含む）

法テラス

合同電話相談窓口を法テラスが引き継ぎ、
より多くの方々のお問合せに対応します！

靈感商法等対応ダイヤル

0120-005931

受付時間 9:30~17:00 (平日)

※ 海外からのお問合せは、050-3383-0010 (有料)



日本司法支庁センター

靈感商法に限らない金銭的トラブル、心の悩み、家族の悩み、修学、就労、生活困窮など、

「旧統一教会」問題やこれと同種の問題でお悩みの方、 まずは**お電話**ください

※ 「旧統一教会」問題に限らず、これと同様のお悩みを抱えている方々からの相談を幅広くお受けします
※ お悩みに応じた相談窓口をご案内します

※ **経済的に困り**で**法的トラブル**をお抱えの方は、**法テラス**による**無料法律相談**や**弁護士費用等の立替え**をご利用できることがあります

連携機関等

内閣官房	警察庁	消費者庁	総務省	法務省	文部科学省	厚生労働省	外務省	日本弁護士連合会
孤独・孤立	犯罪被害	消費者トラブル	行政相談	人権問題	いじめ・修学	児童虐待・生活困窮・就労・心の健康	在外邦人	法的問題

様々なお悩みに対応

お悩みに応じて、こんな相談窓口もご利用できます

警察相談専用電話

(# (シャープ) 9 1 1 0)

各都道府県警察本部・警察署における相談窓口



犯罪による被害等の相談を受け付けます！

行政相談「まぐみみ」

(0 5 7 0 - 0 9 0 1 1 0)

どこに相談してよいか分からない！
お困りごとは行政相談へ！
関係機関を案内します。



困ったら一人で悩まず行政相談！



消費者ホットライン

いやや (1 8 8)

消費者トラブルに関する相談を受け付けます！



高価な物品を買わされたが取り消せないか 等

在外公館 (大使館、総領事館)

海外にお住まいの方は、最寄りの在外公館にお問合せください。



みんなの人権 110番

(0 5 7 0 - 0 0 3 1 1 0)

人権についてのお悩み何でも受け付けます！



- 差別を受けた
- いじめを受けた
- ネットで誹謗中傷された 等

日弁連無料法律相談 受付専用フリーダイヤル

(0 1 2 0 - 2 5 4 9 2)

靈感商法や宗教問題に関する法的な悩み事について、弁護士が相談をお受けします。



オンライン受付 (24時間)

※相談方法や対応時間は、各相談窓口により異なります。詳しくは各相談窓口のホームページをご覧ください。

再犯防止対策の推進

- 地方公共団体は、「再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）」に基づき、再犯防止等に関し、地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務を有し、「地方再犯防止推進計画」を定めるよう努めるなどとされている。
- 国においては、同法に基づき、「再犯防止推進計画」が平成29年12月15日に閣議決定されている。

再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）の概要

<目的>（第1条関係）

- ・ 再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与する

<基本理念>（第3条関係）

- ・ 犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援する
- ・ 犯罪をした者等が、社会復帰後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるようにする
- ・ 犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要である
- ・ 調査研究の成果等を踏まえ、効果的に施策を講ずる

<地方公共団体の責務>（第4条関係）

- ・ 地方公共団体は、基本理念にのっとり、その地域の状況に応じた施策を策定・実施

<連携、情報の提供等>（第5条関係）

- ・ 国及び地方公共団体の相互の連携
- ・ 国及び地方公共団体と民間団体等との緊密な連携協力の確保 等

<地方再犯防止推進計画>（第8条関係）

- ・ 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、地方再犯防止推進計画を定めるよう努める

<基本的施策>（第24条関係）

- ・ 国との適切な役割分担を踏まえて、地域の状況に応じ、基本的施策を講ずるよう努める

再犯防止推進法制定前から協力依頼している事項

- 令和3年7月15日付けで、各都道府県知事、各市区町村長に対して、総務省地域力創造審議官、法務省保護局長の連名通知により、自治体職員から保護司適任者の推薦、更生保護サポートセンターの設置場所の確保、保護司確保に協力した事業主に対する優遇措置（入札参加資格等における優遇）等について協力依頼

 **引き続き、積極的な取り組みをお願いします！**

地方再犯防止推進計画の策定等について

- 再犯防止推進法に基づき、「再犯防止推進計画」（H30～R4）を、平成29年12月15日に閣議決定

<ポイント：地方公共団体との連携の強化>

- ・ 再犯防止を担当する部署の明確化
- ・ 再犯防止のための地域ネットワークにおける地方公共団体の取組を支援
- ・ 地方再犯防止推進計画の策定等の促進 等

 **地方再犯防止推進計画を策定するなど、地方公共団体の取り組みが期待されていますので、ご協力をお願いします！**

<参考>

- ・ 47の都道府県、355の市区町村が計画を策定（R4.10）
- ・ 現在、多くの地方公共団体が策定に向けて検討 等

アスベスト対策の推進

- 石綿障害予防規則(平成17年厚生労働省令第21号)により、事業者は、その労働者を就業させる建築物等に吹き付けられた石綿等又は張り付けられた保温材、耐火被覆材等が損傷、劣化等により石綿等の粉じんを発散させ、及び労働者がその粉じんにはく露するおそれがあるときは、当該吹き付けられた石綿等又は保温材等の除去、封じ込め、囲い込み等の措置を講じなければならないこととされている。
- 平成28年5月に、石綿障害予防規則の遵守の徹底等、及びアスベスト含有保温材等の使用状況の調査の実施を要請。
- フォローアップ調査結果(平成29年12月公表)によれば、吹き付け石綿等を使用した施設で、ばく露のおそれがあるが対策の実施が未了の施設があるほか、石綿含有保温材等の調査未実施施設が相当数あったため、平成29年12月28日付けで各都道府県総務担当部長、各指定都市総務担当局長に対し、総務省地域力創造グループ地域政策課長より文書を発出し、改めて石綿障害予防規則の遵守の徹底等を要請。
- 併せて、平成30年1月16日付けで各都道府県総務部(局)長、各都道府県人事委員会事務局長、各指定都市総務局長、各指定都市人事委員会事務局長に対し、総務省自治行政局公務員部安全厚生推進室長より文書を発出し、改めて石綿障害予防規則の遵守の徹底等を要請。
- 平成30年度から令和4年度にかけて実施したフォローアップ調査(毎年4月実施)の結果によれば、依然として、吹付け石綿等を使用した施設で、ばく露のおそれがあるが対策の実施が未了の施設及び石綿含有保温材等の調査未実施施設があったため、各都道府県総務部(局)長、各指定都市総務局長に対し、総務省自治行政局地域政策課長、同局公務員部安全厚生推進室長より文書を発出し、改めて石綿障害予防規則の遵守の徹底等を要請。(平成30年11月2日付け、令和2年1月20日付け、令和3年1月27日付け、令和4年1月7日付け、令和5年1月6日付け通知)

<令和4年度フォローアップ調査の結果>

吹付けアスベスト、アスベスト含有吹付けロックウール(レベル1)

都道府県名	対策の実施が未了の施設数				都道府県名	調査未実施の施設数			
	全体	うち都道府県	うち指定都市	うち市町村		全体	うち都道府県	うち指定都市	うち市町村
香川県	10	0	—	10	福岡県	499	0	0	499
岐阜県	9	2	—	7	神奈川県	441	408	0	33
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮

アスベスト含有保温材、耐火被覆材等(レベル2)

都道府県名	対策の実施が未了の施設数				都道府県名	調査未実施の施設数			
	全体	うち都道府県	うち指定都市	うち市町村		全体	うち都道府県	うち指定都市	うち市町村
山形県	17	17	—	0	広島県	2,936	498	575	1,863
福岡県	16	0	11	5	愛媛県	2,723	412	—	2,311
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮

除去、封じ込め、囲い込み等の必要な措置を講ずるなど、
改めて、石綿障害予防規則の遵守の徹底等をお願いします!
 ※令和5年4月を目処に、次回のフォローアップ調査を実施予定



地方自治体と連携した新型コロナウイルス感染症対策・デジタル化推進

総務省 新型コロナウイルス感染症対策・デジタル化推進等地方連携推進本部

本部長：総務大臣

本部長代理：総務副大臣、総務大臣政務官

副本部長：総務事務次官、総務審議官、消防庁長官、自治行政局長、自治財政局長、地方連携総括官兼地域力創造審議官

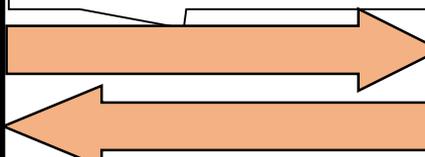
本部員：自治税務局長、大臣官房長、官房総括審議官、消防庁次長、官房審議官(地方行政制度担当)、官房審議官(コロナ・デジタル化担当)、公務員部長、官房審議官(財政制度担当)

幹事：住民制度課長、デジタル基盤推進室長、マイナンバー制度支援室長、市町村課長、地域政策課長、マイナポイント施策推進室長、地域振興室長、過疎対策室長、応援派遣室長、福利課長、財政課長、財政課参事官、調整課長、財務調査課長、税務局企画課長、消防庁総務課長

総務省リエゾン：60名程度

事務局：新型コロナウイルス感染症対策等地方連携推進室(自治行政局)
(室長：地方連携総括官)

・ワクチン接種に向けた支援
・マイナンバーカードの普及促進に向けた支援
・その他感染症対策・デジタル化推進等のための連携・調整



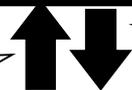
自治体の取組状況や課題を丁寧に聴取・把握

都道府県
政令市
市区町村

全国知事会
全国市長会
全国町村会

全国都道府県議会議長会
全国市議会議長会
全国町村議会議長会

感染症対策やデジタル化推進等に関する最新の情報を提供



自治体の取組状況や課題をフィードバック

厚生労働省・デジタル庁等の関係府省

ワクチンの早期接種に向けたこれまでの総務省の主な取組について

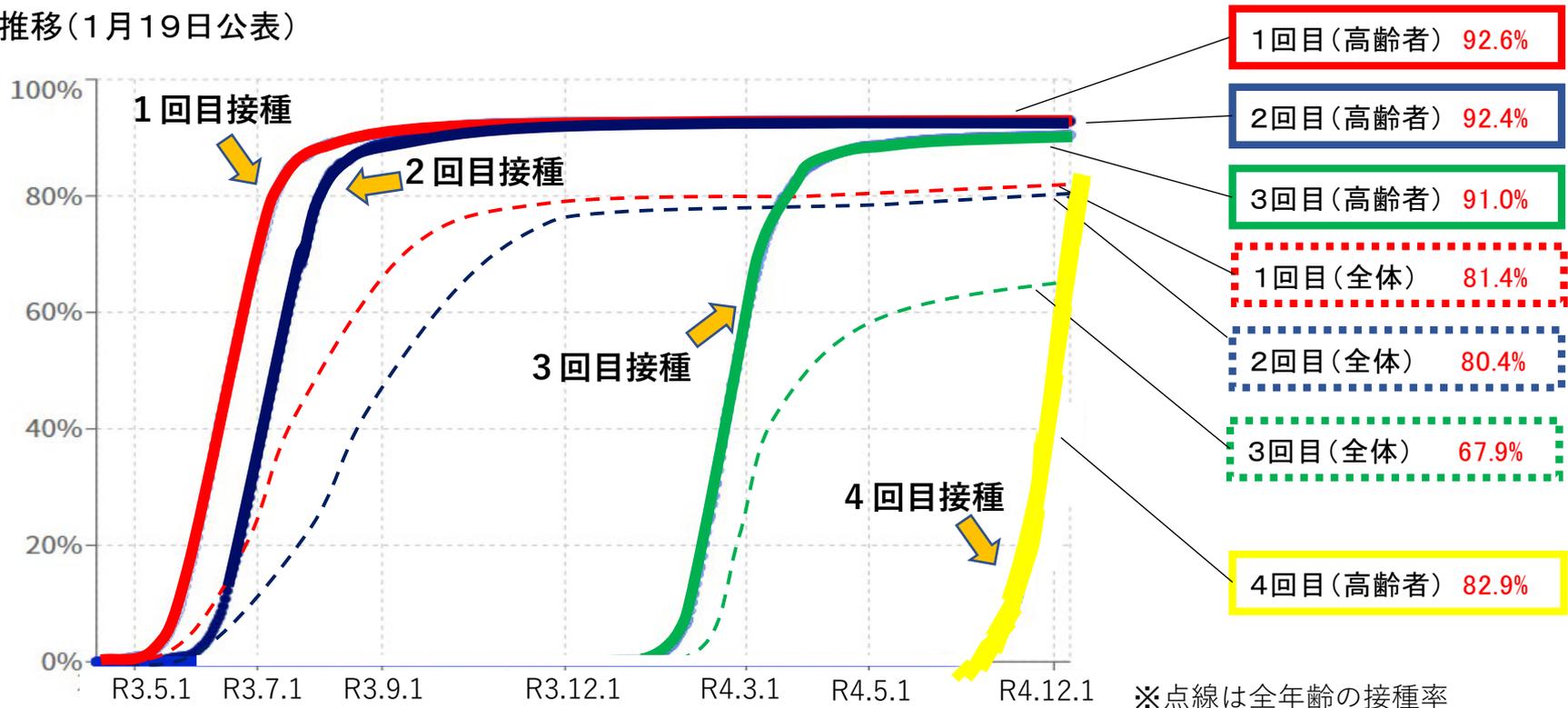
1・2回目接種

「希望する高齢者に、7月末を念頭に各自治体が2回の接種を終える」という総理の発言を受け、令和3年4月末から自治体へ働きかけた結果、7月末時点で全国の高齢者の約8割の方が2回の接種を完了し、目標は概ね達成。

3回目接種

「1月・2月に山場を迎える、3,100万人を対象とする3回目接種の前倒しについて、ペースアップに取り組む」という総理の指示を受け、令和4年1月から自治体へ働きかけた結果、2月中旬には1日100万回の接種を実現。

○接種率推移(1月19日公表)



ワクチン接種の実績（1/19公表時点）

日別のワクチン接種の実績（オミクロン株対応ワクチンと従来株ワクチンの合計）

12/9（金）1,083,357回 12/10（土）1,062,716回 12/16（金）1,055,473回
11/26（土）1,044,925回 12/17（土）1,035,070回 12/3（土）1,033,643回
12/2（金）1,016,227回 11/25（金）1,000,192回

※ VRSへの入力遅れ等により、今後、増加する可能性あり

オミクロン株対応ワクチン接種（オミクロン株対応ワクチンの総計）

全人口に対する接種率 : 39.3%（直近公表比+0.2%）
【総接種回数 : 49,547,676回（直近公表比+332,440回/日）】

高齢者人口に対する接種率 : 67.0%（直近公表比+0.6%）
【高齢者の接種回数 : 24,065,952回（直近公表比+197,554回/日）】

【参考】先進諸国の人口に対するオミクロン株対応ワクチン接種率（出典：各国政府等HPから算定・1/16更新）

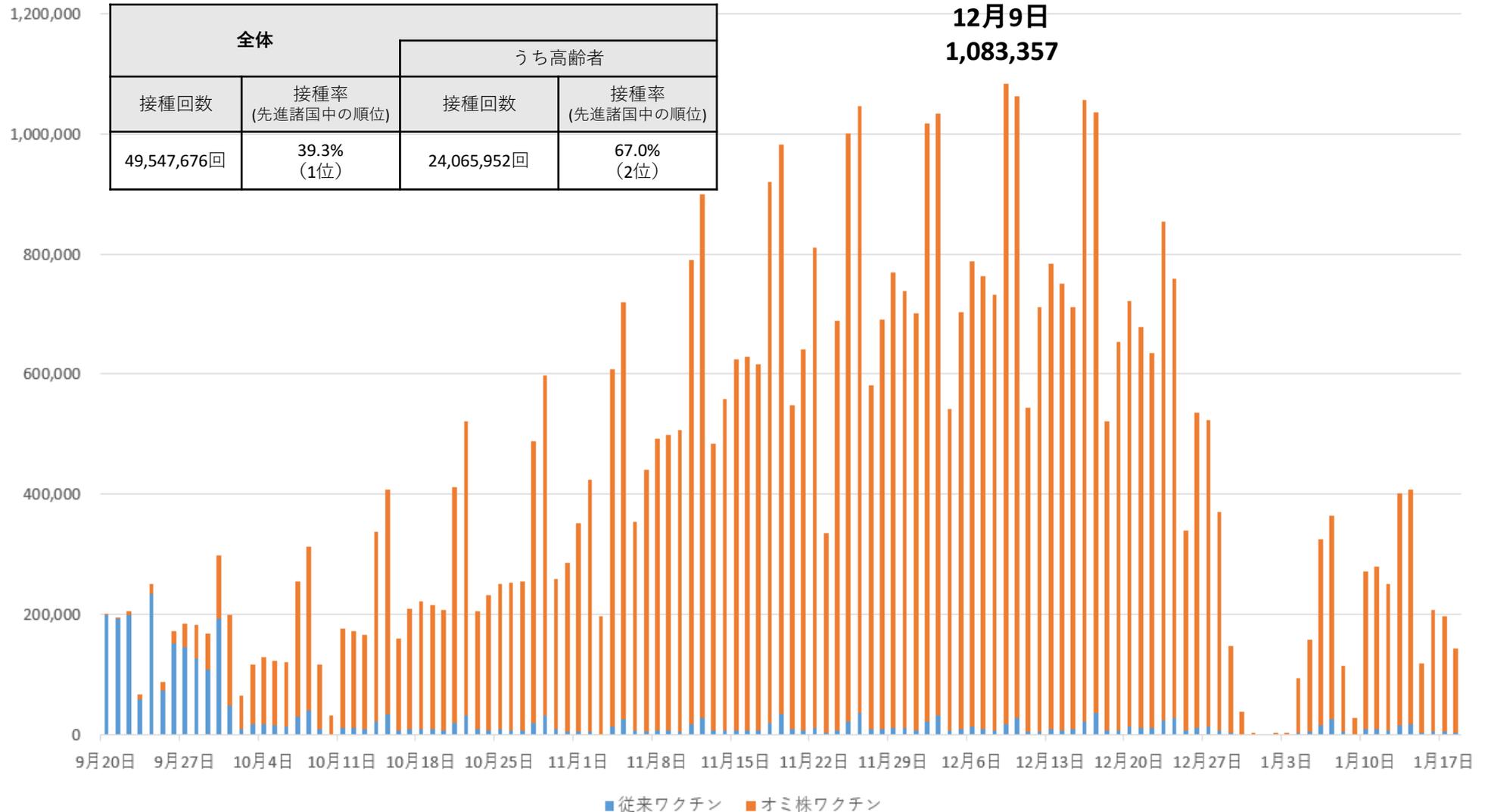
日本38.4% イギリス26.0% カナダ16.2% アメリカ14.6% フランス7.0% ドイツ6.3%

※イタリアは公表なし

オミクロン株対応ワクチン接種の状況

オミ株ワクチン開始
(回) ▼

【オミクロン株対応ワクチンの接種状況】



※1 1月19日公表時点のもので集計
 ※2 VRSへの報告数値を使用（首相官邸HPよりデータを取得）